



平成24年度年次報告

平成25年4月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信紛争処理委員会令 (平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則 (平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会 (以下「委員会」という。) の事務に関し重要な事項

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、平成 24 年度における電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成 24 年度においては、平成 23 年度から委員会が扱う紛争対象として追加された「ケーブルテレビ事業者等による地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争」について、初めて総務大臣から諮問があったところであり、業務の範囲が拡大したことによって、委員会の果たす役割はますます大きくなった。

このような中、委員会においては、迅速・円滑な紛争解決のために、効果的な紛争処理活動に取り組んできたところである。

その他、平成 24 年度には、地上テレビジョン放送の再放送同意に関する事案 2 件のあっせん申請があり、事業者相談窓口における相談対応を 7 件行った。

さらに、関係事業分野の動向把握のための情報収集に努めるとともに、周知活動等にも取り組んだ。

本報告書では、第 I 部に委員会の運営状況を、第 II 部に紛争処理の状況を、第 III 部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成 25 年 4 月 24 日
電気通信紛争処理委員会

目 次

はじめに

第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	4
第Ⅱ部 紛争処理の状況	5
第1章 紛争処理の概況	5
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	7
第1章 政策担当者からのヒアリング	7
第2章 第4回国際通信調停フォーラムへの出席	10
第3章 周知広報、利便性向上のための取組	15
【資料編】	
資料1 電気通信紛争処理委員会の概要	17
資料2 これまでの紛争処理の概況	20
資料3 これまでの紛争処理終了事案の一覧	21
資料4 電気通信事業等に関する動向	29

第I部 委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成24年度においては、1名が平成25年3月31日をもって退任した。

【委員】

平成25年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
さかにわ こういち 坂庭 好一 (委員長)	東京工業大学大学院理工学研究科教授	平成22年12月3日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成22年11月29日)
ふちがみ れいこ 淵上 玲子 (委員長代理)	弁護士	平成22年12月3日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成22年11月29日)
おばた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成22年12月3日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成22年11月29日)
やまもと かずひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	平成22年12月3日新任

(平成25年3月31日に退任した委員)

氏名	役職等	退任日
かがみ ようこ 各務 洋子	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授	平成25年3月31日 (第1期：平成22年12月3日 ～平成25年3月31日)

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あつせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成25年3月31日現在の特別委員は8名である。

【特別委員】

平成25年3月31日現在(五十音順)


氏名	役職等	任命日
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成23年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日) (第2期：平成21年11月30日 ～平成23年11月29日)
かとう ねい 加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授	平成23年11月30日再任 (第1期：平成21年11月30日 ～平成23年11月29日)
こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授	平成23年11月30日新任
こんどう なつ 近藤 夏	弁護士	平成23年11月30日新任
しらい ひろし 白井 宏	中央大学理工学部教授	平成23年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日) (第2期：平成21年11月30日 ～平成23年11月29日)
もり ゆみこ 森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成23年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日) (第2期：平成21年11月30日 ～平成23年11月29日)
わかばやし ありさ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成23年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日) (第2期：平成21年11月30日 ～平成23年11月29日)

第1章 委員及び特別委員の任命状況

わかばやし 若林	かずこ 和子	公認会計士	平成23年11月30日新任
-------------	-----------	-------	---------------

第2章 委員会の開催状況

平成24年度は、次のとおり8回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等
第122回	平成24年 4月19日 ～23日	1 平成23年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告 ※文書による審議（注）
第123回	平成24年 6月21日	1 東日本電信電話株式会社の通信用施設の現場視察 2 コンテンツ配信事業者等に関するアンケート調査結果の概要について
第124回	平成24年 10月29日 ～31日	1 あっせん委員の指名 ※文書による審議（注）
第125回	平成24年 11月30日	1 「電気通信紛争処理マニュアル」の改訂について 2 第4回国際通信調停フォーラムの報告について 3 電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要について 4 あっせん事案について 
第126回	平成25年 1月30日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第127回	平成25年 2月22日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第128回	平成25年 3月18日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議
第129回	平成25年 3月29日	1 株式会社ひのきから申請された再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問に関する審議

委員会の模様

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第2条第2項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

平成24年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理の概況については、【資料2】のとおり。

1 あっせん・仲裁の処理件数

平成24年度中、あっせん2件の申請があり、現在処理中である。仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成24年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
2	0	2
	(解決 0)	
	(合意に至らず取下げ 0)	
	(あっせん打切り 0)	
	(あっせん不実行 0)	

仲裁申請	処理終了	処理中
0	0	0
	(仲裁判断 0)	

2 審議・答申

平成24年度中、地上テレビジョン放送の再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問が1件あり、現在、委員会において審議中である。

事 案	諮 問	処理状況
諮問第9号	平成25年1月30日	審議中

裁定申請の概要は、次のとおりである。

(1) 申請者及び申請に係る放送事業者

- ①申請者：株式会社ひのき（徳島県板野郡北島町）
- ②申請に係る放送事業者：讀賣テレビ放送株式会社（大阪府大阪市）

(2) 申請の理由

再放送同意についての協議が不調のため

(3) 再放送しようとするテレビジョン放送

讀賣テレビ放送株式会社の大阪放送局の地上デジタル放送

(4) 再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡北島町、松茂町、上板町の各全域

(5) 再放送の実施の方法

同時再放送による放送

3 勧告

平成24年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、7件の相談・問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 接続に関する費用負担 (接続料に関する相談等)	4件
② 地上テレビジョン放送の再放送に関する同意 (あっせんの制度・手続に関する相談等)	3件
計	7件

注：同一案件に係る複数回の相談を含む。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当者からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成24年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った。

なお、平成24年度における電気通信事業等に関する動向については、【資料4】のとおり。

1 政策担当者からのヒアリング

平成24年11月30日 第125回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 競争状況の概要

(1) 移動体通信市場

① 全契約数は2012年3月末で1億3,276万と漸増傾向。事業者別シェアは、NTTドコモ45.3%、KDDI26.4%、ソフトバンクモバイル21.8%。

上位3社の寡占的な状態にあるが、市場集中度（HHI）^(注)は年々減少。

注：市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗しそれを加算して算出。

② 評価に当たっての新たな勘案要素として、MVNOの動向、SIMロック解除の状況、番号ポータビリティ、移動系と固定系の連携サービス、データ通信専用端末の動向、について分析。さらに、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴うプラットフォームレイヤー事業者やそれら事業者が提供するサービス等が与える影響の有無に関し、ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーの関係について分析。

(2) データ通信（固定系ブロードバンド市場）

① 全契約数は2012年3月末で3,492万。事業者別シェアは、NTT東西54.0%、J:COMグループ8.5%、ソフトバンクグループ7.5%、KDDI6.1%、電力系事業者5.8%。

② 市場集中度は全国では3,152。東西別に見た場合、東日本で3,590、西日本で2,771となっており、東日本で高い傾向となっている。

③ 評価に当たっての新たな勘案要素として、固定系と移動系の連携サービスの動向、通信事業者と医療・教育・環境等他業種との連携といった事業者グループの状況について分析。

(3) データ通信（FTTH市場・全国）

① 全契約数は2012年3月末で2,230万と鈍化傾向ながら増加。事業者別シェアは、NTT東西74.2%、電力系事業者9.0%、KDDI9.5%。

- ② 市場集中度は全国では5,691。東西別に見た場合、東日本が6,630、西日本が4,429となっており、東日本で高い傾向となっている。
- ③ 評価に当たっての新たな勘案要素として、設備競争の状況、事業者間取引の状況、固定系と移動系の連携サービスの動向、ISPとのセット販売、事業者グループの状況について分析。

(4) データ通信 (F T T H市場・都道府県別等)

- ① 東日本地域と比較し、西日本地域ではF T T H契約数におけるN T T西日本以外の事業者のシェアが高い傾向にある。また東日本地域及び西日本地域の東海ブロックでK D D Iが一定程度のシェアを有しているほか、西日本地域では電力系事業者のシェアが総じて高くなっており、静岡、奈良、島根及び徳島の各県ではC A T V事業者のシェアも高い傾向にある。
- ② 2012年3月末におけるN T T東西による光ファイバ回線の貸出回線（相互接続）の総数は約72万回線（N T T東日本分約48.9万回線、N T T西日本分約22.8万回線）。N T T東西が保有する光ファイバ回線数に占める貸出回線数の割合は、全都道府県平均で5.8%。

2 主な評価結果

(1) 移動系通信市場 (音声通信、データ通信)

- ① N T Tドコモのシェアを見ると依然として高いが、近年減少傾向にあること、平均月次増加率や番号ポータビリティの状況などを踏まえれば、市場支配力を行使し得る地位は低下している傾向にあると考えられる。
- ② しかしながら、キャンペーンの展開状況、料金面におけるM V N Oによる潜在的な競争圧力の存在、上位下位レイヤー等との連携サービスなどの各社の取組状況などを踏まえれば、N T Tドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。
- ③ ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係については、現時点では、業務提携等を通じ、特定の通信事業者が利用者を囲い込む状況は見られないこと等から、上位下位レイヤーとの連携を通じた市場支配力の形成の兆候は見られない。

(2) データ通信 (固定系) (固定系ブロードバンド市場)

- ① 事業者別シェアの状況、市場集中度、固定電話市場からのレバレッジの懸念があること等を踏まえれば、東日本地域ではN T T東日本が、西日本地域ではN T T西日本が各々単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
- ② しかしながら、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、F T T Hの契約数の増加率が鈍化傾向にあり、N T T東西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、N T T東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。
- ③ なお、事業者別シェアの数値のみを見れば、N T T東西と他のシェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、固定系ブロードバンド市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低い。

(3) データ通信（固定系）（FTTH市場）

- ① 東日本地域では、NTT東日本が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率は鈍化していることや、事業者間取引の分析、新たなサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。
- ② 西日本地域では、NTT西日本が単独で市場支配力を行使し得る地位はNTT東日本と比較して低下していると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、東日本地域と同様、設備競争の分析結果や新たなサービス競争状況も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。

3 競争評価2012に向けた取組

- ① LTEとBWAの契約数は、ADSLやCATVインターネットの契約数を超えて大きく伸びており、特にLTEは今後更なる成長が見込まれることから、LTEとBWAについては、移動系超高速ブロードバンド市場として一体的に捉え、移動系通信（データ通信）市場の部分市場として画定する。
- ② 移動系通信市場における新規参入事業者（MVNO事業者）の視点からの競争条件の分析、スマートフォン+FTTHをはじめとした連携サービスの普及動向と競争条件への影響、固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析を戦略的評価のテーマとして取り上げる。

2 委員会における施設視察

平成24年6月21日 第123回委員会

東日本電信電話株式会社の通信設備の現場視察を行うとともに、同社から設備の概要について説明を受けた。

第2章 第4回国際通信調停フォーラムへの出席

平成24年10月11日、特別委員及び事務局職員が韓国ソウル特別市において開催された「第4回国際通信調停フォーラム」に出席した。同フォーラムは、韓国放送通信委員会（KCC）が主催しているものであり、第1回から毎年韓国ソウル特別市で開催されている。

第4回国際通信調停フォーラムの概要は、次のとおりである。

(1) 日時

平成24年10月11日（木）14時から18時

(2) 開催場所

韓国 ソウル特別市 ウェスティン朝鮮ホテル 2階

(3) 主催

韓国放送通信委員会（KCC）／韓国情報通信振興協会（KAIT）

(4) 目的

「スマート融合時代の新サービスの出現：紛争事例と消費者保護」をテーマとし、参加国の調停に関する事例を各国で共有し、これらに対処する方法を探る。

(5) 電気通信紛争処理委員会出席者

電気通信紛争処理委員会 特別委員 加藤 寧
電気通信紛争処理委員会事務局 参事官 川村 一郎

(6) プログラム

	セッション及びテーマ	スピーカー
開会		
14:00～14:20	開会の辞	ノ・ヨンギョ KAIT 副会長
	祝辞	ヤン・ムンソク KCC 常任委員
基調講演		
14:20～14:40	デジタル時代におけるインターネットと消費者保護	エド・リチャーズ 英国 通信庁 (Ofcom) 最高執行責任者
セッションⅠ：紛争と調停事例		
14:40～15:00	電気通信法 2012 における消費者保護と融合：規則と事例	ヘルムート・シャドウ ドイツ ネットワーク通信庁 (BNetzA) 法的電気通信規制問題課長

15:00～15:20	日本の電気通信紛争処理委員会における最近の活動について	加藤 寧 総務省電気通信紛争処理委員会特別委員
15:20～15:40	新放送サービスにおける米国の紛争事例	イ・ギフン 韓国 情報社会開発研究所 研究員
15:40～16:00	スマート融合時代における新しいサービスの出現：紛争事例及び消費者保護	キム・ジョンウォン KCC 調査企画調整課長
	休憩	
セッションⅡ：パネルディスカッション 司会：パク・ジェチョン 教授（仁荷大学 情報通信大学院）		
16:20～17:35	【パネリスト】 リュ・グァンヒョン 弁護士 ジョン・ヨンジュン 教授（全北大学） イ・サンシク 教授（啓明大学） ホン・デシク 教授（西江大学）	
17:35～17:55	質疑応答	
閉会		
17:55～18:00	閉会の辞	チョン・ジョンギ KCC 利用者保護局長

(7) 概要

① 基調講演

英国通信庁(Ofcom)の最高執行責任者(CEO)であるエド・リチャーズ氏が、「デジタル時代におけるインターネットと消費者保護」と題する基調講演を行った。その内容は、以下のとおり。

- ・ 消費者にとって良好なインターネットの経験を提供するために、通信規制当局はどのような貢献ができるのかという問いには、次の3つの局面があると考える。
 - ア) 健全なインターネットへのアクセス市場が存在すること
 - イ) 消費者がインターネット・サービスについて適時的確な情報を有すること
 - ウ) 消費者がインターネット環境において安全で保護されていると感じること
- ・ 公正競争の実現のためには、消費者が円滑に通信事業者を選択でき

るようにすることが重要である。我々は、本年前半に固定電話とブロードバンドにおける通信事業者の選択の改善策について意見を求めた。2013年には結論を出し、他の付随的なサービスに対象を拡大していく予定である。

- 消費者は、ブロードバンド・サービスの価格と品質について情報を得る必要がある。Ofcomは、ブロードバンドの速度に関する調査に率先して取り組んできた。また、トラフィックがどのように管理されているかは、ネットワーク中立性の中核をなす。我々は、2012年の年次報告書にトラフィック管理に関する章を設ける予定である。さらに、欧州レベルでの取組も重要であり、欧州委員会は、2013年初頭にガイドラインを出す予定である。
- 通信規制機関が今後20年間最も深く関わる問題の一つは、データの保護である。第一は、知的財産権の保護である。第二に、プライバシーの問題は避けて通ることができない。さらに、子供の保護も重要である。これらの問題には、他の規制機関とも協力して対処していかねばならない。また、欧州委員会や加盟各国と共同して取組を行っている。

② セッション1

セッション1では、ドイツ、日本、米国及び韓国の制度や係争事例についてそれぞれ説明を行った。

【ドイツ】

- 2012年ドイツ電気通信法改正の概要について、説明があった。今回の主要な改正事項は①消費者保護の強化、②ネットワークの拡張、③ネットワーク中立性の3つである。
- 消費者保護の強化として、住居の移転における契約の保護、通信プロバイダの変更における番号ポータビリティ、位置情報サービス提供の際の利用者への通知等の改正を行った。
- ネットワークの拡張に係る法改正として、通信事業者に限らずインフラ保有者は、その地理的位置情報等の情報を提供しなければならないこととした。また、ドイツ連邦ネットワーク庁は、非効率的な使用がされている場合に通信ネットワークの運営者等に設備の共用や費用の分担を命令することを可能とした。
- ネットワーク中立性を守るため、連邦政府が連邦議会両院の同意のもとに命令を発することを可能にする等の改正を行った。

【日本】

- ・ 電気通信紛争処理委員会の概要について簡単に紹介した後、日本におけるMVNOに関する紛争事例及びコンテンツ配信事業者等が抱える問題について説明を行った。
- ・ MVNOに関しては、日本におけるMVNOの進展状況と総務省の参入促進に向けた取組を紹介した上で、過去に電気通信紛争処理委員会が扱った2つの事例について、その概要を説明した。
- ・ コンテンツ配信事業者等が抱える問題に関しては、本年2月から3月にかけて委員会事務局が実施したコンテンツ配信事業者等に対するアンケート調査の結果について、その概要を紹介した。

【米国】

- ・ 米国放送市場における新しいタイプの紛争事例として、番組へのアクセスに関する紛争及び地上放送番組の再送信に関する紛争についての説明があった。
- ・ 番組へのアクセスに関する紛争については、関連する米国の法律の規定について説明した後、具体的な事例としてSky Angel対Discovery事件の概要を紹介した。
- ・ 地上放送番組の再送信に関する紛争の具体的な事例として、iViTV事件及びAereo事件について、その概要を紹介した。

【韓国】

- ・ 韓国における通信・放送の融合による新たなサービスとして、スマートTV、OTS^(注1)、mVoIP^(注2)等のサービスを紹介した後、こうした新サービスをめぐっての紛争事例についての説明があった。
- ・ スマートTVに関しては、本年2月にKTがサムスンのスマートTVサービスを利用者に対する事前の十分な通知なしに中断した事件について紹介した。また、KTの提供するOTSサービスの消費者保護の観点からの問題に対し、KCCが本年2月に改善命令を出した事例についても併せて紹介を行った。
- ・ 最後に、KCCの消費者保護政策の概要について説明を行った。

(注1) OTS: 衛星TV、IPTV、固定ブロードバンド、固定/携帯電話をパッケージしたサービス

(注2) mVoIP: 携帯インターネット電話

③ セッション2

セッション2では、セッション1で各国から紹介された内容等を踏まえ、

質問及び意見交換を行った。

日本に対しては、最近の制度改正により電気通信紛争処理委員会における紛争解決の対象に放送分野における紛争が追加されたことをどのように評価するのか、また、紛争を解決する際に公正競争の阻害、視聴者の利益への影響等の審査基準をどのように適用しているのかとの質問があった。

これに対し、通信と放送の融合が進展する中で委員会機能の統合は不可欠であり、現実にケーブルテレビによる地上放送の再放送に関する紛争が委員会の審議の対象になっていること、また、スマートTVに関する紛争の解決に当たっては、公正競争の確保とネットワークへの負荷による利用者の利益への影響の両方をよく考慮して判断する必要がある旨の回答を行った。



【フォーラムの様様（1）】



【フォーラムの様様（2）】

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 関係事業者等への周知活動

下表のとおり、全国12の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地
平成24年4月11日	・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム	東京都渋谷区
平成24年4月12日	・社団法人日本インターネットプロバイダー協会	東京都渋谷区
平成24年4月17日	・一般社団法人テレコムサービス協会 ・一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 ・社団法人電気通信事業者協会 ・社団法人日本インターネットプロバイダー協会 ・インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会 ・電気通信サービス向上推進協議会	東京都千代田区
平成24年5月17日	・社団法人日本インターネットプロバイダー協会	宮崎県宮崎市
平成24年5月22日	・一般社団法人テレコムサービス協会 四国支部	愛媛県松山市
平成24年5月23日	・一般社団法人テレコムサービス協会 信越支部	長野県長野市
平成24年5月29日	・一般社団法人デジタルメディア協会	東京都港区
平成24年5月30日	・一般社団法人テレコムサービス協会 東北支部	宮城県仙台市

平成24年6月8日	・東海総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会	愛知県名古屋市
平成24年11月15日	・社団法人日本インターネットプロバイダー協会	青森県八戸市
平成25年1月30日	・一般社団法人テレコムサービス協会 北陸支部	石川県金沢市
平成25年2月14日	・近畿総合通信局	大阪府大阪市

2 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成24年1月から平成24年11月までに終了した7件のあっせん事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成24年11月に作成し、関係団体、通信・放送事業者等へ配付するとともに、委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

「電気通信紛争処理マニュアル
－紛争処理の制度と実務－」



【資料編】

資料 1 電気通信紛争処理委員会の概要

資料 2 これまでの紛争処理の概況

資料 3 これまでの紛争処理終了事案の一覧

資料 4 電気通信事業等に関する動向

電気通信紛争処理委員会の概要

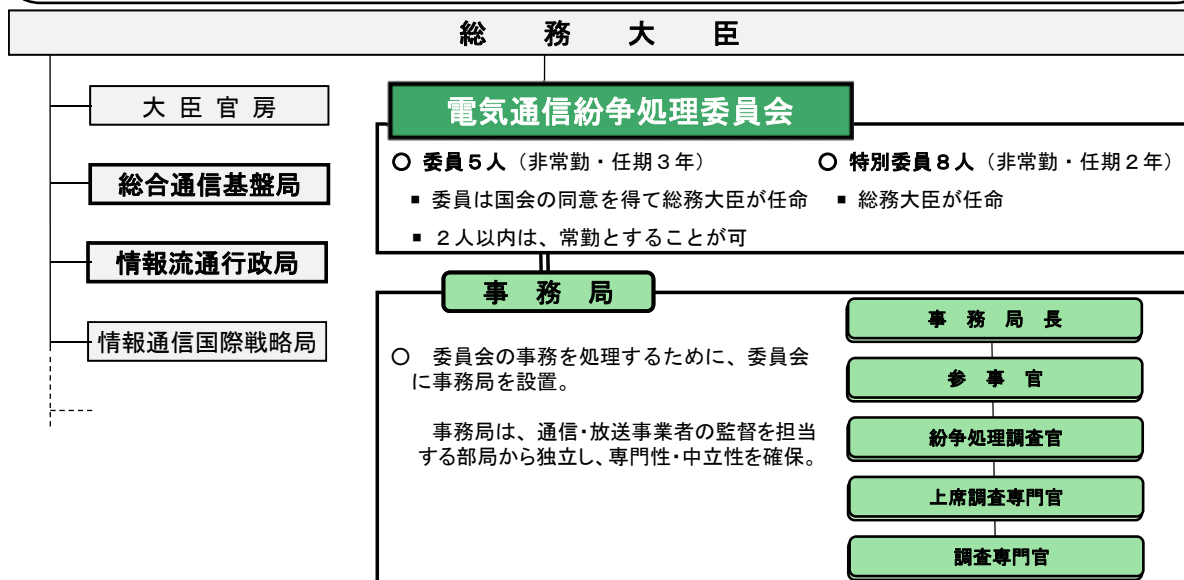
平成25年4月 電気通信紛争処理委員会事務局

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置(当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」)。

平成23年6月30日、放送法等の一部改正により、委員会の扱う紛争に放送分野等の紛争が追加されるとともに、「電気通信紛争処理委員会」と名称変更。

- ・設置の背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 電気通信紛争処理委員会の機能①

あっせん・仲裁

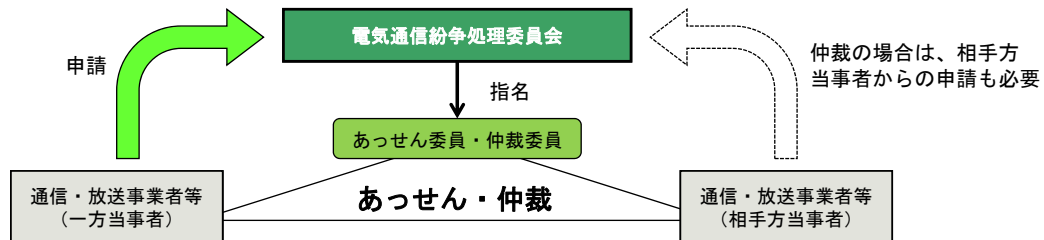
- 電気通信事業者間の接続、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等について、当事者からの申請を受けて、「あっせん」や「仲裁」を行う。

「あっせん」は、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・ あっせん委員は、必要に応じ、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

「仲裁」は、仲裁委員の行う仲裁判断に服することを紛争当事者が合意した上で行われるもので、仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

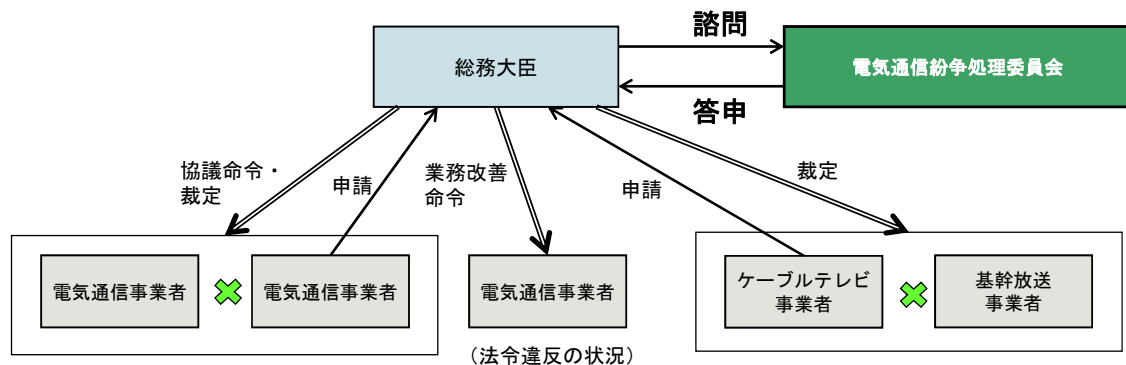
- ・ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会が指名。



3. 電気通信紛争処理委員会の機能②

総務大臣からの諮問に対する審議・答申

- 総務大臣が次の行政処分を行う際に、諮問を受け、審議・答申を行う。
 - ・ 電気通信事業者に対する接続協定に関する協議命令・裁定、業務改善命令等
 - ・ ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間の再放送同意に関する裁定



総務大臣に対する勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見がある場合には、総務大臣に対し勧告を行う。

4 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定（電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ● 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定（注1）（電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第156条第2項） 	あっせん 仲裁	協議命令又は 裁定（注2）
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約（電気通信事業法第157条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツ配信事業等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（注1）（電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） <p>（※）電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）</p>	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	● 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意（注1）（放送法第142条第1項及び第3項）	あっせん 仲裁	裁定（注2）
無線局（※）を開設・変更しようとする者その他の無線局（※）の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約（電波法第27条の35第1項及び第3項） （※）電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項）。	あっせん 仲裁	—

注1：協議内容の「●」は、平成23年6月に、放送法等の一部改正に伴い追加されたもの。「○」は既存のもの。

注2：「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

5. 事業者相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等幅広く行っています。

事業者相談窓口のポイント

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても相談を受け付けています。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等のお問い合わせについても幅広く受け付けています。
- ◆ 相談は、無料・非公開です。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

【相談専用電話】

TEL **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

電話受付時間 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況（平成25年3月31日現在）

1 あっせん 58件

- 「接続に係る費用負担」に関する件（39件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「接続の諾否」に関する件（5件）
- 「設備の利用・運用」に関する件（2件）
- 「接続協定の細目」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件（1件）
- 「地上テレビジョン放送の再放送に関する同意」に関する件（3件）

2 仲裁 3件

（※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。）

- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）
- 「接続に必要な工事」に関する件（1件）

3 諮問・答申 8件

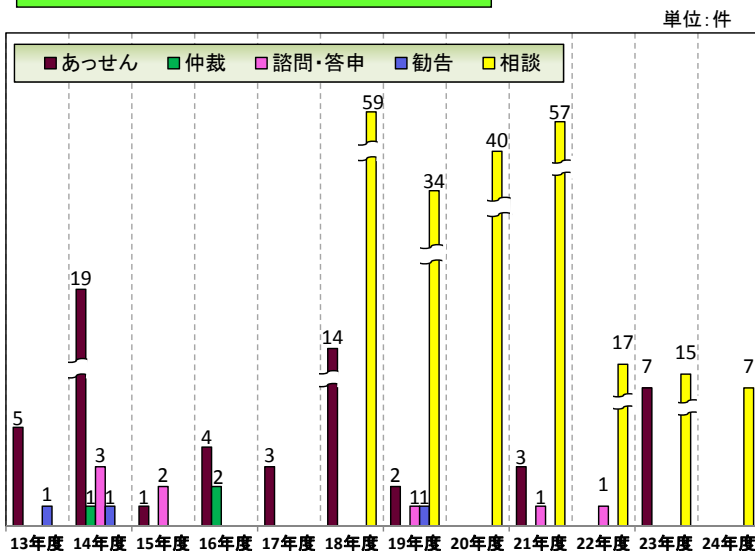
- 業務改善命令（3件）
- 接続に関する協議再開命令（2件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 料金設定権に関する裁定（1件）
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定（1件）

4 勧告 3件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告（1件）
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告（1件）
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告（1件）

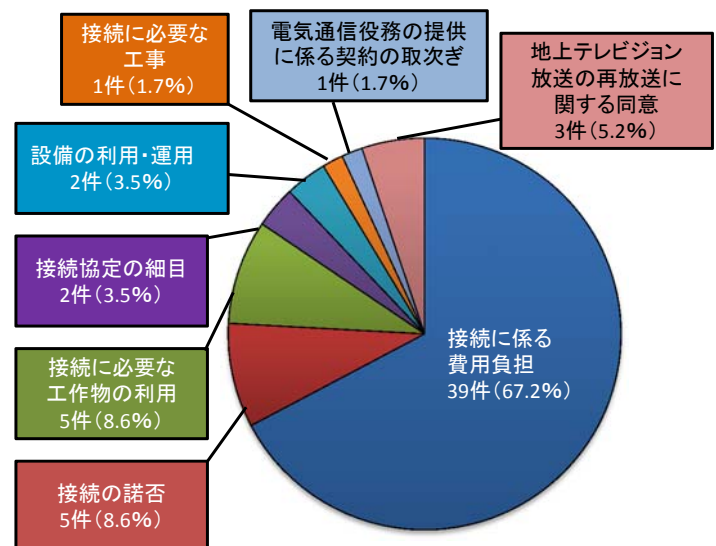
（参考）紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



（注）相談件数は、18年度以降のもののみ集計。同一案件に係る複数回の相談（電話・メール・来訪等）を含む。

2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決
36件 (62.0%)

合意に至らず
(申請取下げ・打ち切り)
19件 (32.8%)

不実行
3件 (5.2%)

注2:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件13件及びあっせん案の受諾により解決した事件23件の合計。

これまでの紛争処理終了事案の一覧

I あっせん・仲裁

(1) あっせん

【電気通信事業法関係】

1 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 <i>(参考)本件終了後の経過</i> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTTドコモ		

2 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 <i>(参考)本件申請前の経緯</i> 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との 接続に関する網改造の費用 負担(ソフトウェア開発費用 全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社 C社		
平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との 接続に関する網使用料の 費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイ ヤーズ	(有)ナインレイヤーズによる NTT 西日本との接続に係る 債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバン クモバイル(株)の接続料の算 定根拠の開示	あっせん打切り
	ソフトバンク モバイル(株)		
平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンク モバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)による NTTドコモの接続料の再 精算等	あっせん打切り
	NTTドコモ		
平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンク テレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)による NTT 東日本及びNTT西 日本との接続に係るジャン パ工事費の見直し	合意により解決
	NTT 東日本 NTT 西日本		

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テ クノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)に よるNTT 西日本の端末回線 との接続に必要なMDFジャン パ工事の方法	あっせん打切り <i>(参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て</i>
	NTT 西日本		
平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の 設備に対する工事(A社の 上位プロバイダ変更に伴う IPアドレス設定変更)の早 期実施	合意により解決
	B社 C社		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社との ジャンパ線切替工事等に関 する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社 C社		

4 コロケーション等に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社		
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	NTT 東日本	イー・アクセス(株)による NTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 <i>(参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告</i>
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	NTT 西日本	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	NTT 西日本	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	NTT 東日本	平成電電(株)によるNTT 東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決

5 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請概要	結果
	平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)		

【放送法関係】

地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		

(2) 仲裁

【電気通信事業法関係】

1 接続料、網改造料等の費用負担に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)によるNTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT 西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

1 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSL サービス提供のためのNTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <u>〈参考〉本答申前の経緯</u> あっせん申請(あっせん不実行)

2 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <u>〈参考〉本答申に関連した措置</u> 総務大臣に対する勧告

3 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

4 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> イー・アクセス㈱によるNTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方など MVNO と MNO との間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

電気通信事業等に関する動向

1 電気通信事業等の動向

- (1) 電気通信事業の市場等の動向
- (2) 接続料の動向
- (3) 電気通信事業法及びNTT法の枠組み
- (4) 指定電気通信設備制度

2 放送事業の動向

平成25年4月

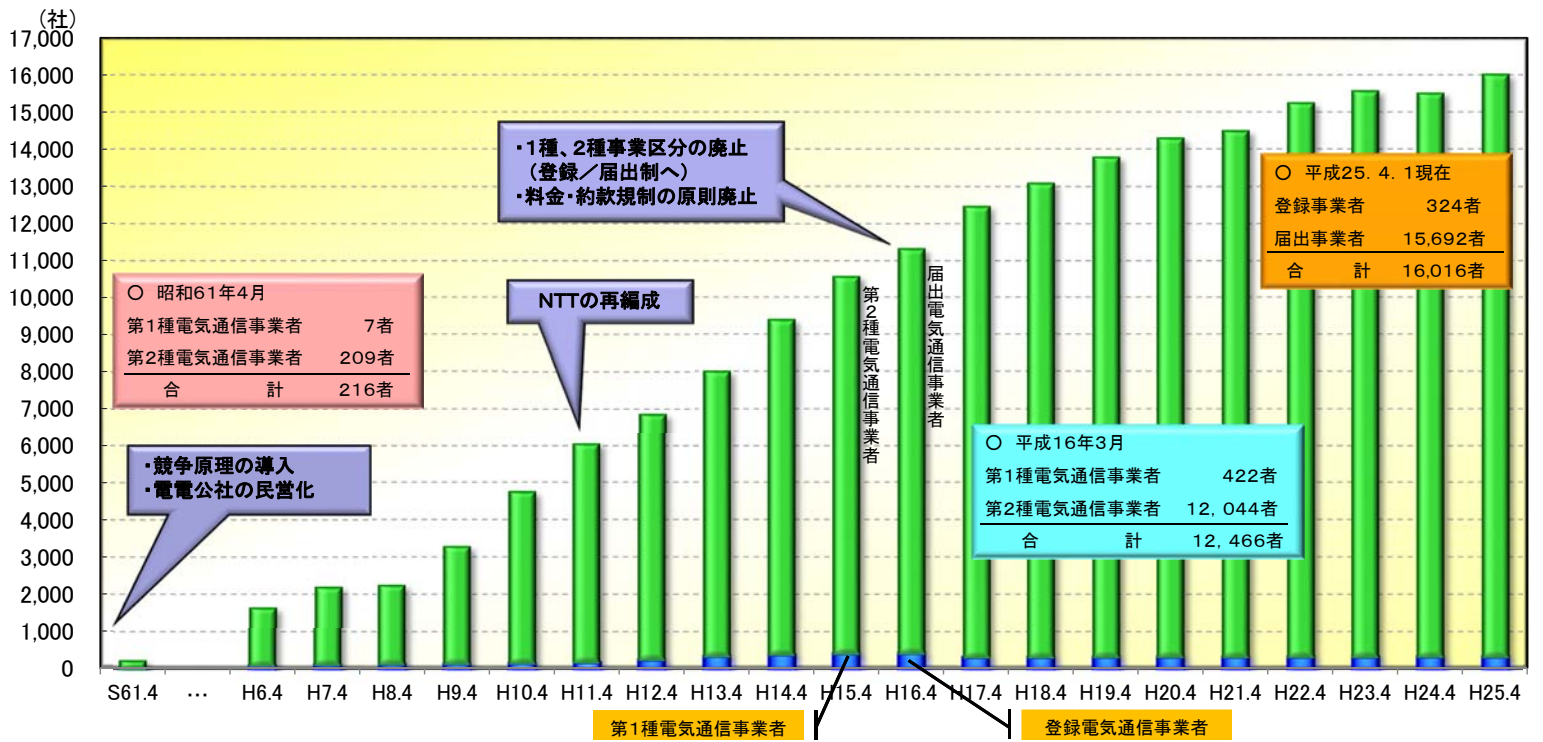
電気通信紛争処理委員会 事務局

1 電気通信事業等の動向

(1) 電気通信事業の市場等の動向

1-(1)-① 電気通信事業者数の推移

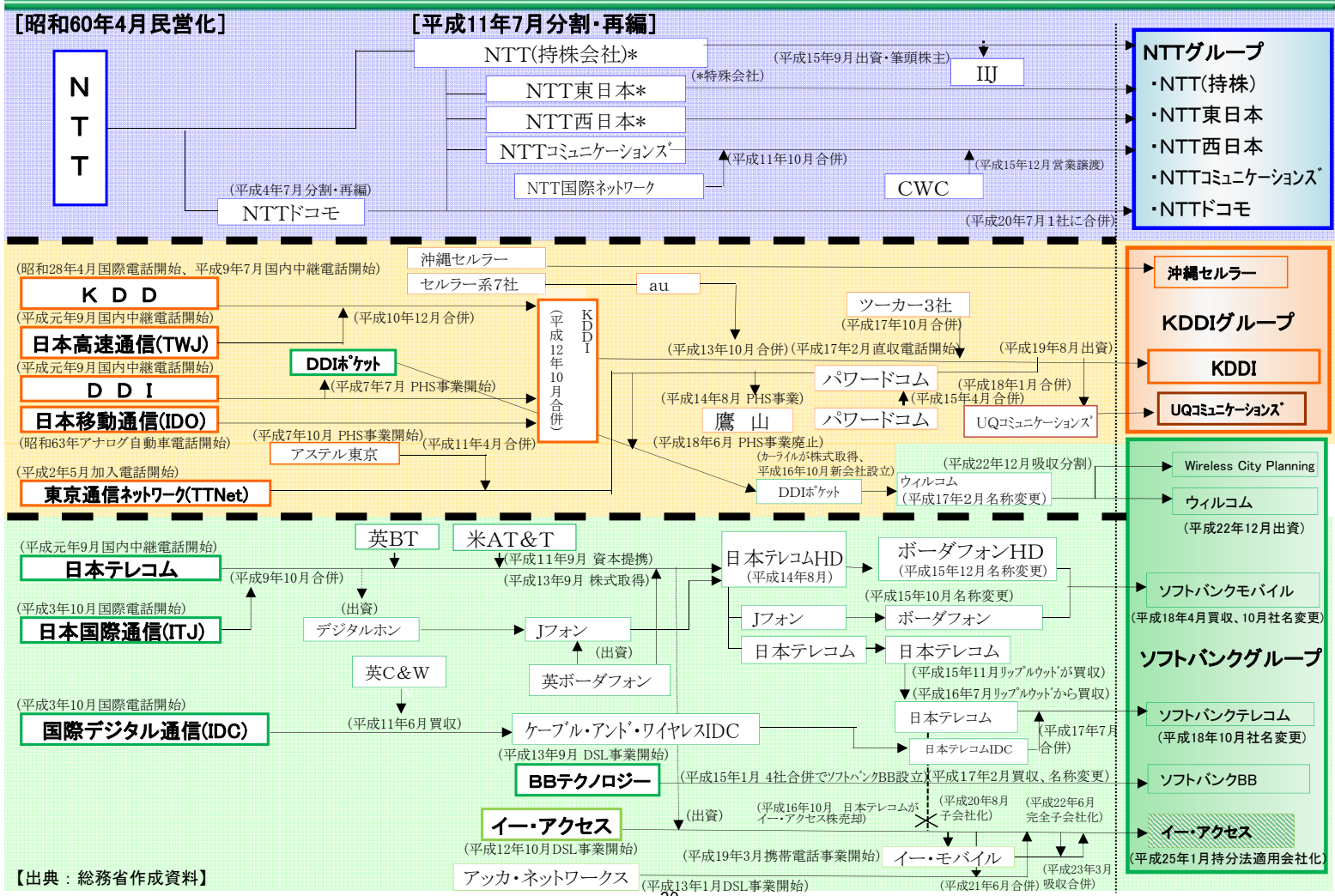
昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成25年4月1日現在、1万6,016者が参入。その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



(注) 登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を超えるもの)以上の事業者。届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：情報通信統計データベース(総務省の情報通信政策に関するポータルサイト)をもとに作成】

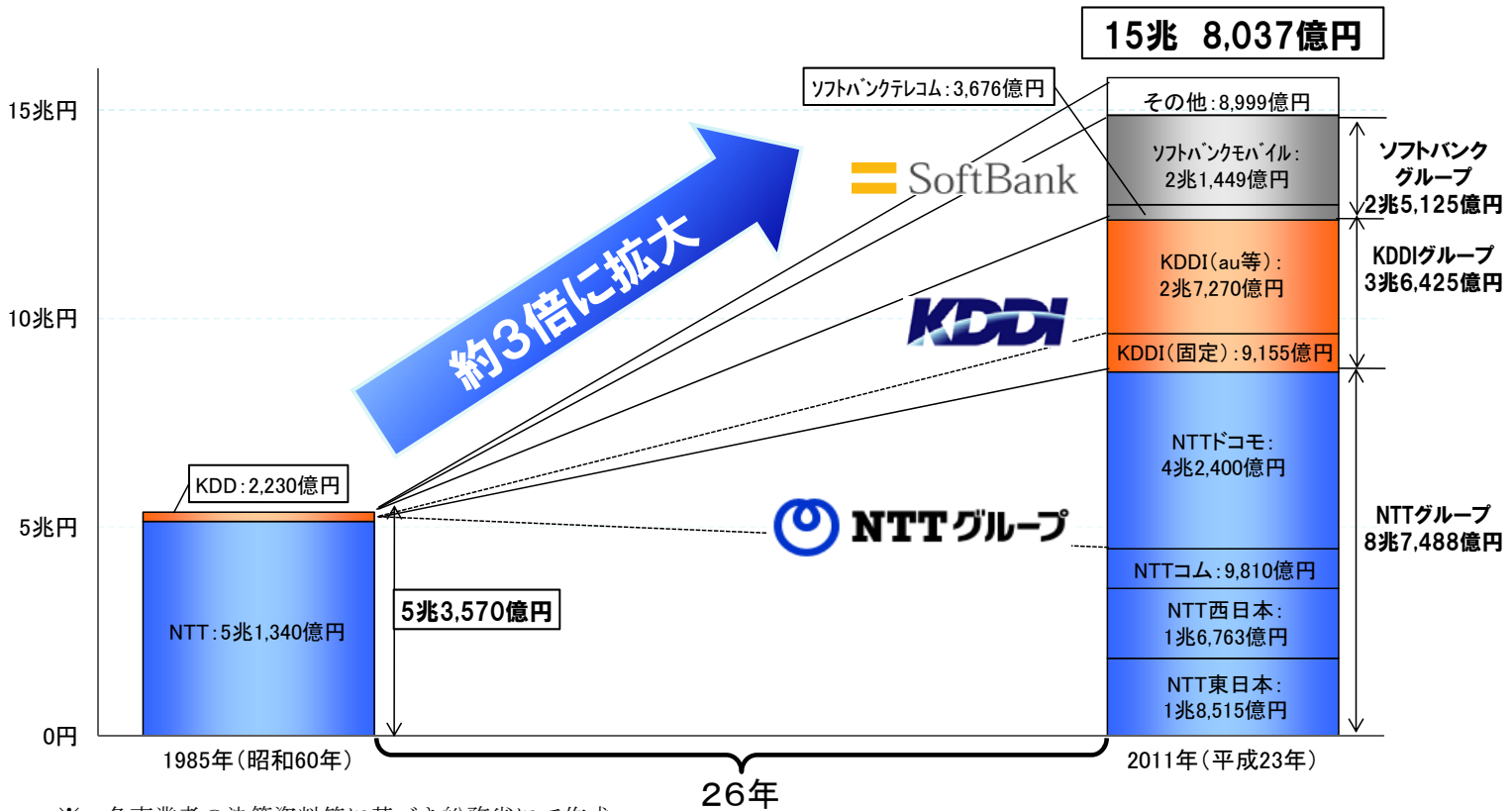
1-(1)-② 国内の電気通信業界の主な変遷



1-(1)-③ 国内電気通信市場の規模(平成23年度)

主要な電気通信事業者の平成23年度の売上高合計は約15.8兆円

- 昭和60年から主要な電気通信事業者の売上高は約3倍に拡大した。
- うちNTTグループが約8兆7千億円を占める。

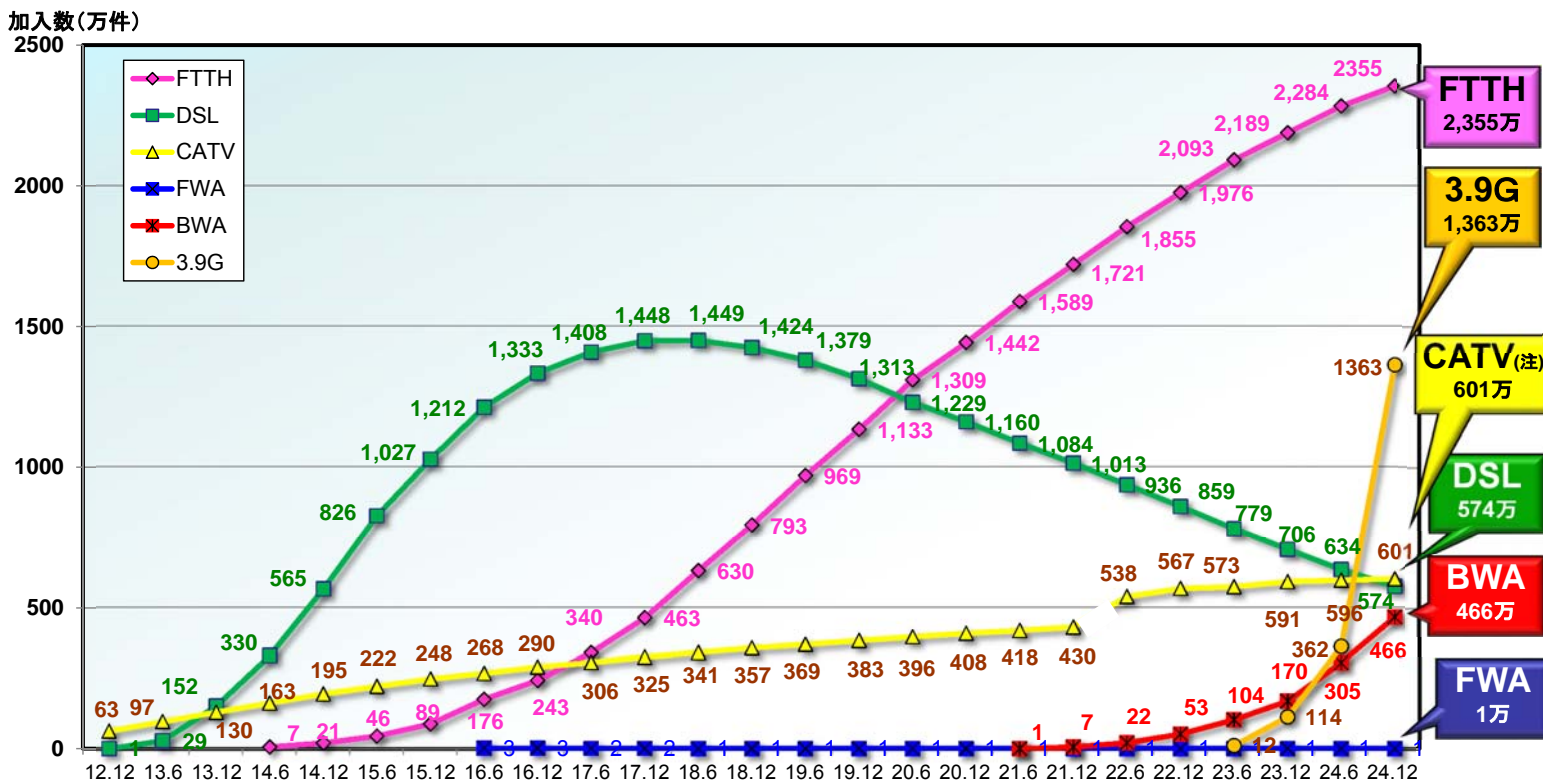


※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ その他には、「イー・アクセス」、「イーモバイル」等を含む。

【出典：総務省作成資料】

1-(1)-④ ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移

FTTH加入数が増加する一方、DSL加入数は平成18年3月末を境に減少に転じ、平成20年6月末にはFTTH加入数がDSL加入数を初めて上回った。また、FTTH加入数は、平成23年3月末に2000万を超え、平成24年12月末には、2,355万となった。



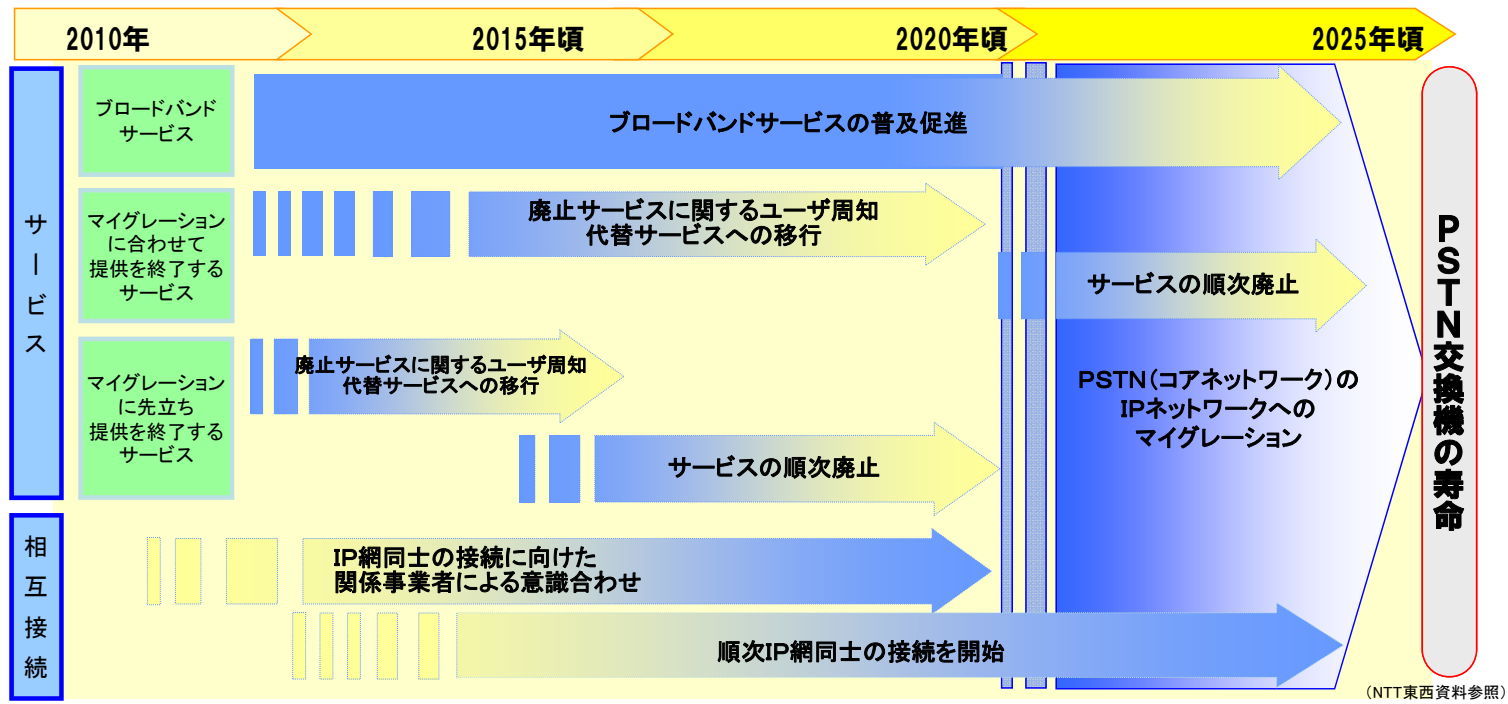
注：CATVインターネット加入数は、一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告されたため、平成22年6月末の契約数について、前期との間で変動が生じている。

【出典：総務省報道資料（電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表）をもとに作成】

1-(1)-⑤ NTT東西「概括的展望」における移行スケジュール

- NTT東西は「概括的展望」において以下のスケジュールを描いているが、個別サービスの終了時期、移行方法等の具体的内容についてはさらなる情報開示が必要とする意見が示されているほか、PSTNの移行に伴いNTT東西の市場独占化が進展しないよう、アクセス回線におけるサービス競争環境の確保が求められている。
- 移行スケジュールについて、NTT東西は交換機の装置寿命を踏まえ、移行完了時期を遅らせることは困難だが、関係者との同意が得られる場合は計画の前倒しの可能性は否定されないとする一方、競争事業者や利用者からは計画の前倒しまたは後ろ倒しを求める等の様々な意見が示されている。

「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」(抜粋)(NTT東西・2010年11月2日発表)



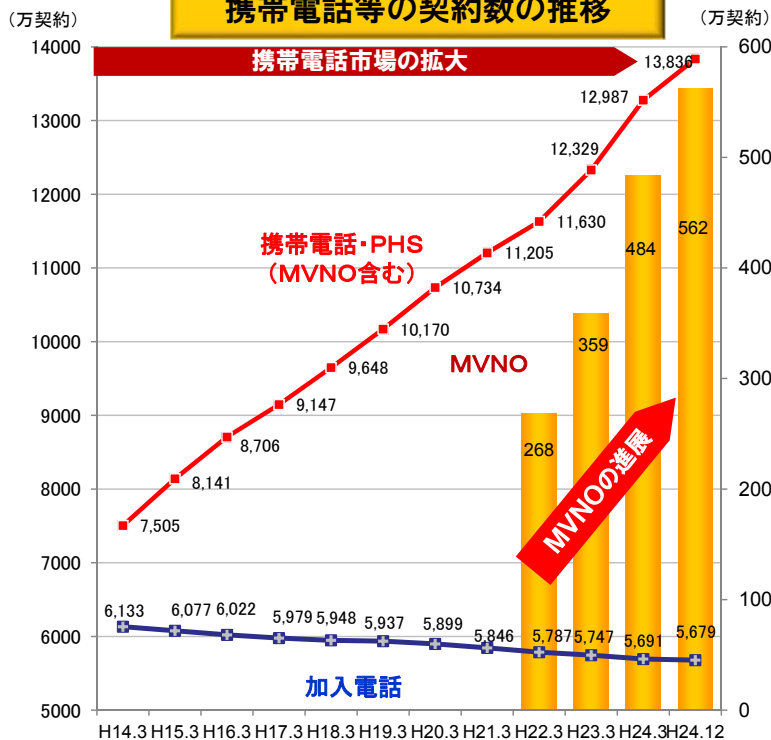
【出典：情報通信審議会電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第8回)(H23.12.13)参考資料を一部改めた】

1-(1)-⑥ 電気通信市場における環境変化について(移動体通信市場の拡大、MVNOの進展)

我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が高まっていることに加え、多種多様なMVNO(※)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

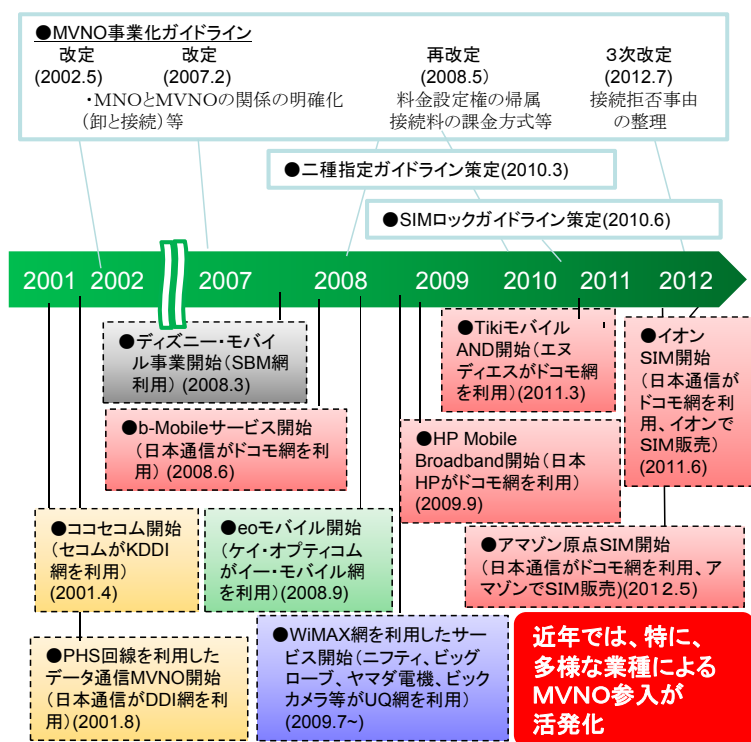
(※) Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービスを提供する事業者。

携帯電話等の契約数の推移



※契約者数については電気通信事業報告規則の規定に基づき報告を受けた数を集計

MVNOの進展と参入促進に向けた取組

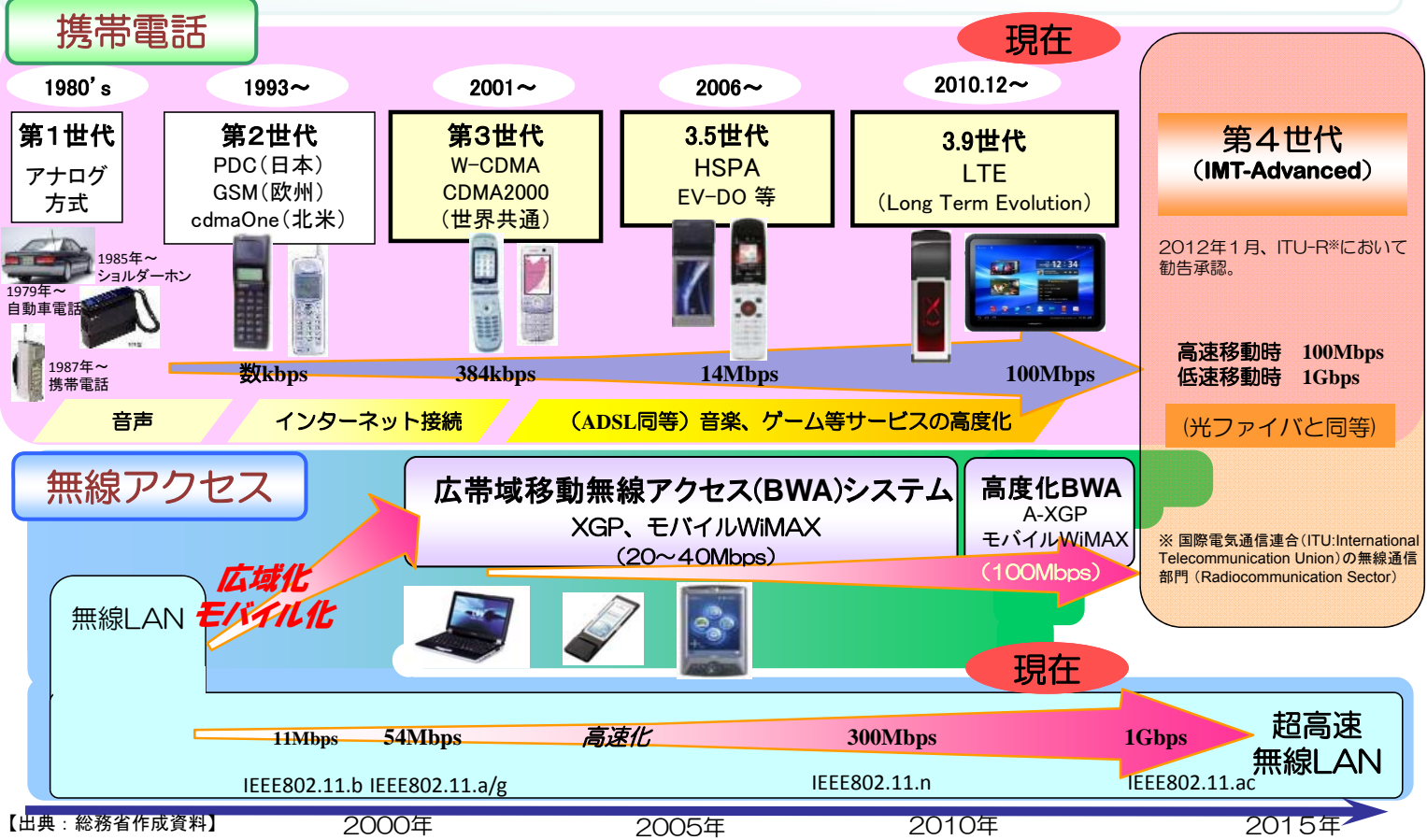


近年では、特に、多様な業種によるMVNO参入が活発化

【出典：モバイル接続料算定に係る研究会(第1回)(H24.10.23)をもとに作成】

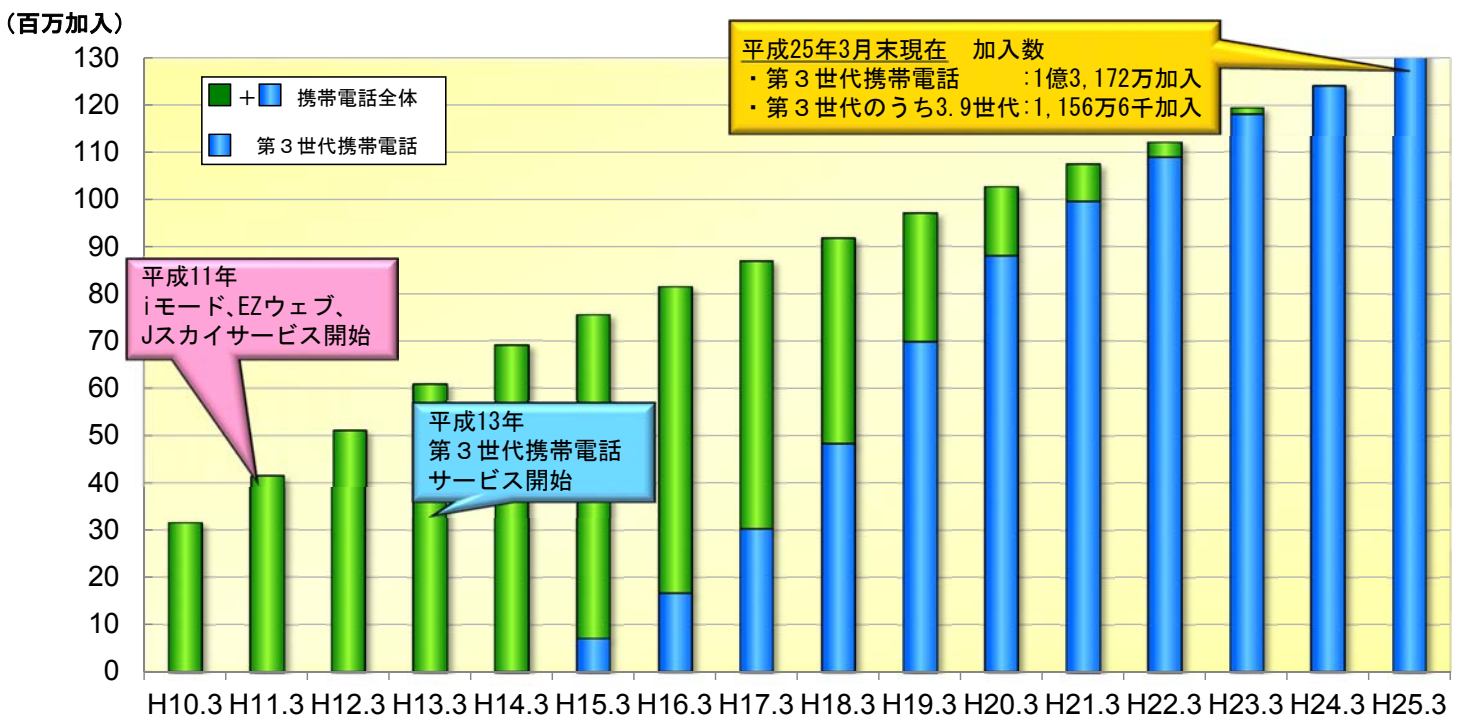
携帯電話の発展と今後の展開

モビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、高速性・コスト面等で先行する無線LAN系の双方のシステムが各々発展してきており、両者の特色をとりこみつつ、新たな移動通信システムの検討が進展。



1-(1)-⑧ 携帯電話の普及

- 携帯電話加入数は、平成19年12月に1億加入を超え、平成25年3月末で1億3,172万加入となった。
- 第3世代携帯電話の加入数は平成21年4月末時点で1億加入を超えた一方、第2世代携帯電話は、NTTドコモのPDC(平成24年3月末終了)を最後に終了した。
- 平成22年12月24日から、NTTドコモの第3.9世代携帯電話サービス(Xi(クロスィ))が開始された。

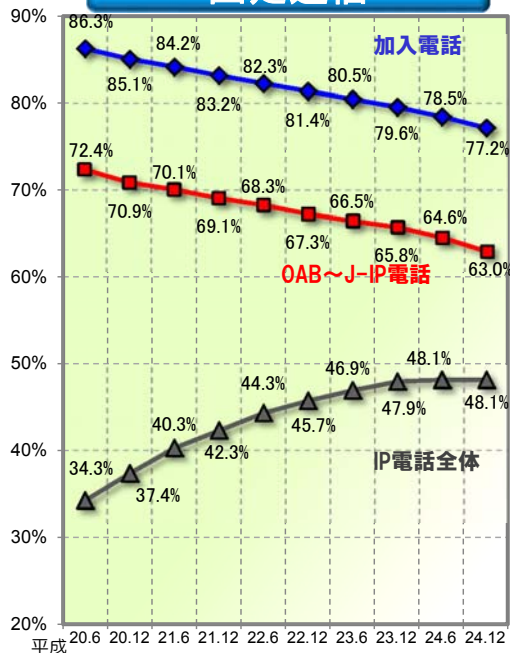


注：本グラフでは、第3世代、第3.5世代及び第3.9世代携帯電話の合計を第3世代携帯電話として集計している。

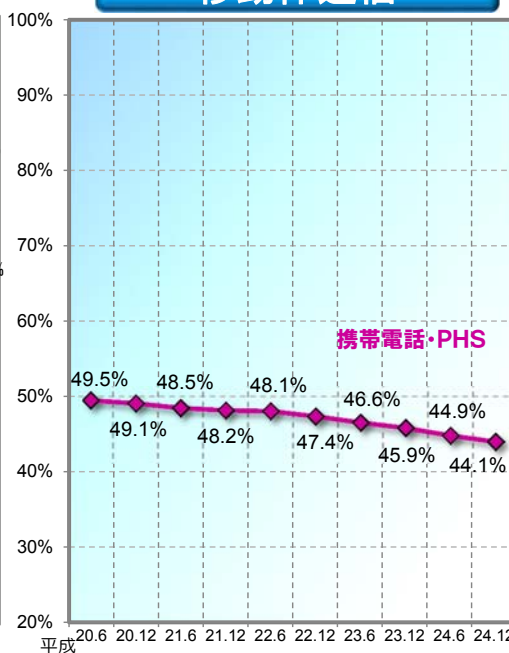
【出典：一般社団法人電気通信事業者協会プレスリリースをもとに作成】

- ◆ 加入電話（NTT東西加入電話、直収電話、OAB～J-IP電話、CATV電話）におけるNTT東西のシェアは減少。IP電話全体（OAB～J-IP電話、050-IP電話）におけるシェアは増加傾向が続いていたが、最近はやばいとなっている。
- ◆ 携帯電話・PHSにおけるNTTドコモのシェアは5割を切っている。
- ◆ ブロードバンド全体、FTTH及びDSLにおけるNTT東西のシェアは概ね横ばいとなっている。

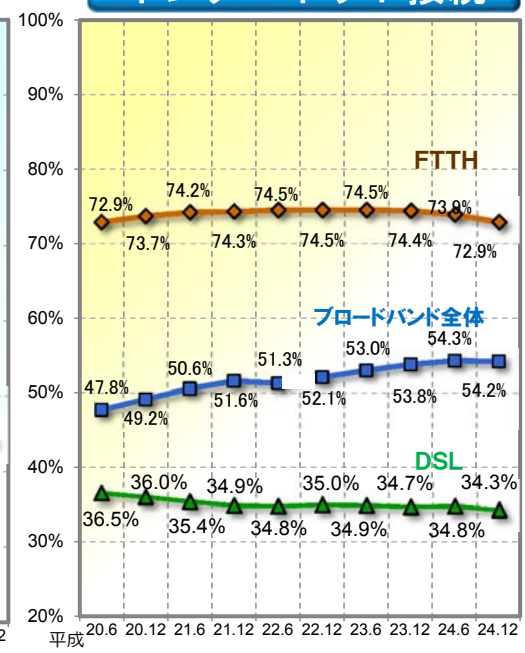
固定通信



移動体通信



インターネット接続



注：OAB～J-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア

注1：ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。
注2：一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告されたため、平成22年6月末のブロードバンド全体について、前期との間で変動が生じている。

【出典：総務省報道資料（電気通信事業サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表）をもとに作成】

1-(1)-⑩ 市場集中度とNTTグループのシェア（電気通信事業分野における競争状況の評価2011より）

- ◆ 固定電話、050-IP電話、移動体通信、ブロードバンド、FTTH、ADSL、専用サービスは、市場集中度が3000を超えており、集中度が非常に高いと言える。
- ◆ NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、CATVインターネット、ISPを除きいずれも5割を超えている。

領域	画定市場 (部分市場を含む)	11年度の評価結果	
		市場集中度 (HHI)	NTTグループのシェア
固定電話	固定電話 (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、OAB～J-IP電話)	6428 ↓	79.2% ↓
	中継電話	—	市内 73.2% ↓
		—	県内市外 71.8% ↓
		—	国際 66.3% ↓
	050-IP電話	3215 ↑	39.4% ↑
移動体通信	携帯電話・PHS	3268 ↓	45.3% ↓
インターネット接続	ブロードバンド	3152 ↑	54.0% ↑
	FTTH	5691 ↓	74.2% ↓
	ADSL	3266 ↑	34.6% ↓
	CATVインターネット	2635 ↑	—
	ISP	1385 ↓	30.2% ↓
法人向けネットワークサービス	WANサービス	2313 ↑	66.9% ↓
	専用サービス	8722 ↑	93.3% ↑

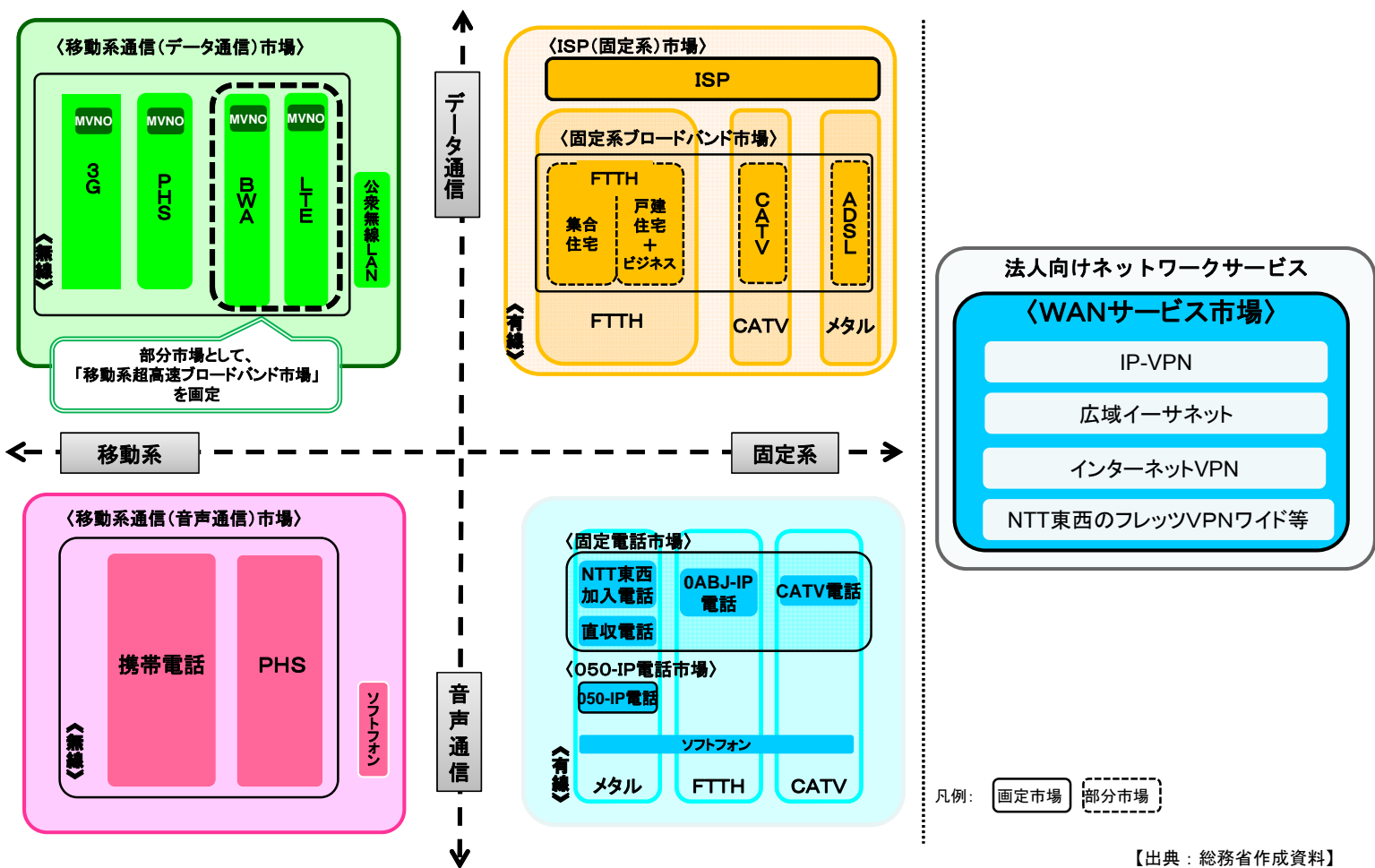
(※) HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数: Herfindahl-Hirschman Index)は、市場の独占度を測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗し、それを加算して算出する。HHIは各事業者のシェアを自乗して加算するため、シェアの大きな事業者のシェア変動が大きく影響する。逆に、シェアの小さな事業者のシェア変動の影響は小さい。小規模な事業者の情報も欠いても、指標の有効性が損なわれにくいという特長がある。

(注1) 「市場集中度(HHI)」の算出に当たっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、ブロードバンドにおいては、ソフトバンクグループ、J:COMグループ、JCNグループ及び電力系事業者を、FTTHにおいては電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J:COMグループ、JCNグループを、ISPにおいてはソフトバンクグループをそれぞれ1社とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050-IP電話はNTTコミュニケーションズ、携帯電話・PHSはNTTドコモ、ADSL・FTTHはNTT東西のシェア。なお、専用サービスは10年3月時点のデータ。

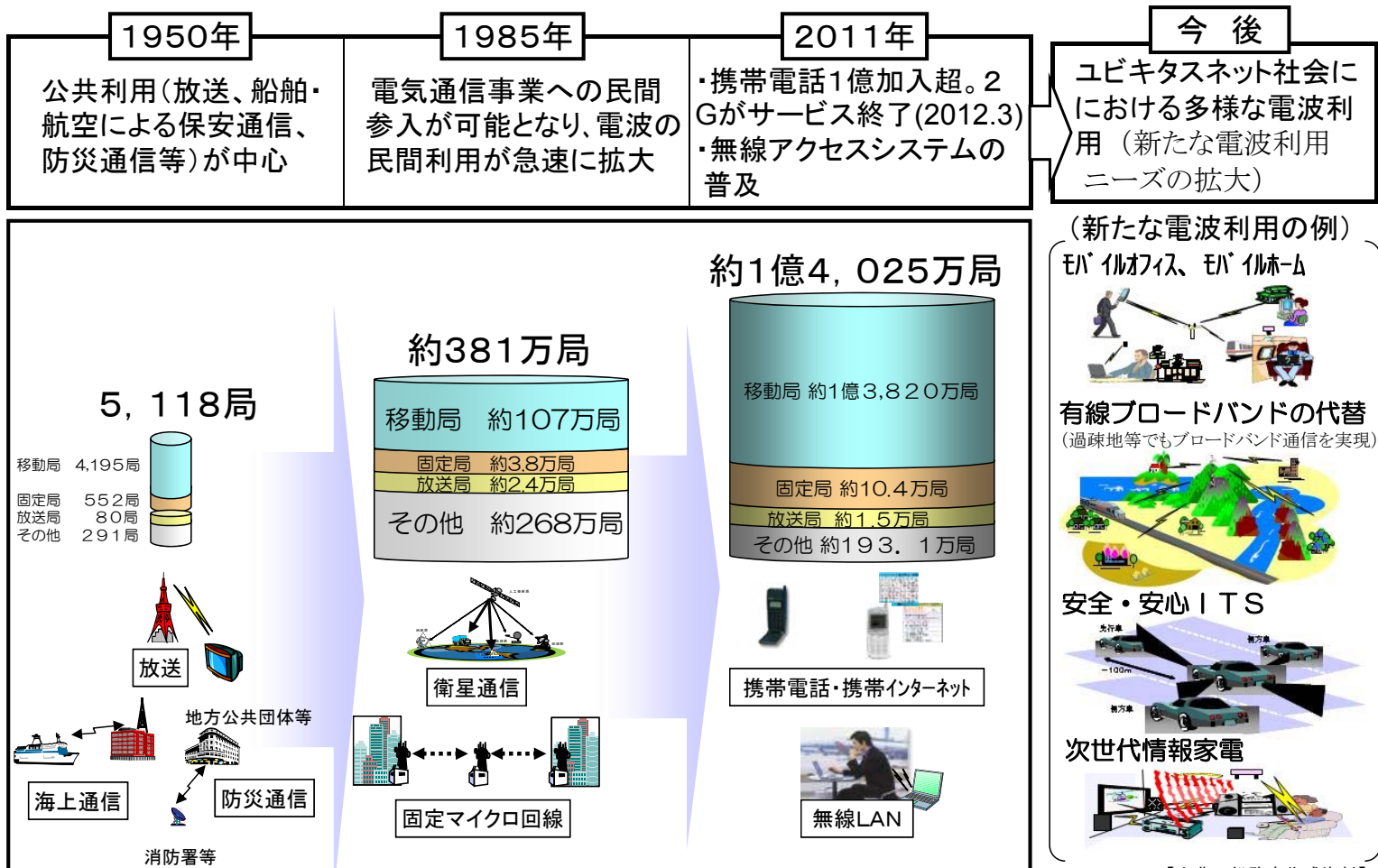
(注2) 表中の矢印は対前年度比の増減を表す(HHIについては100、シェアについては1ポイントで上下を表している。)

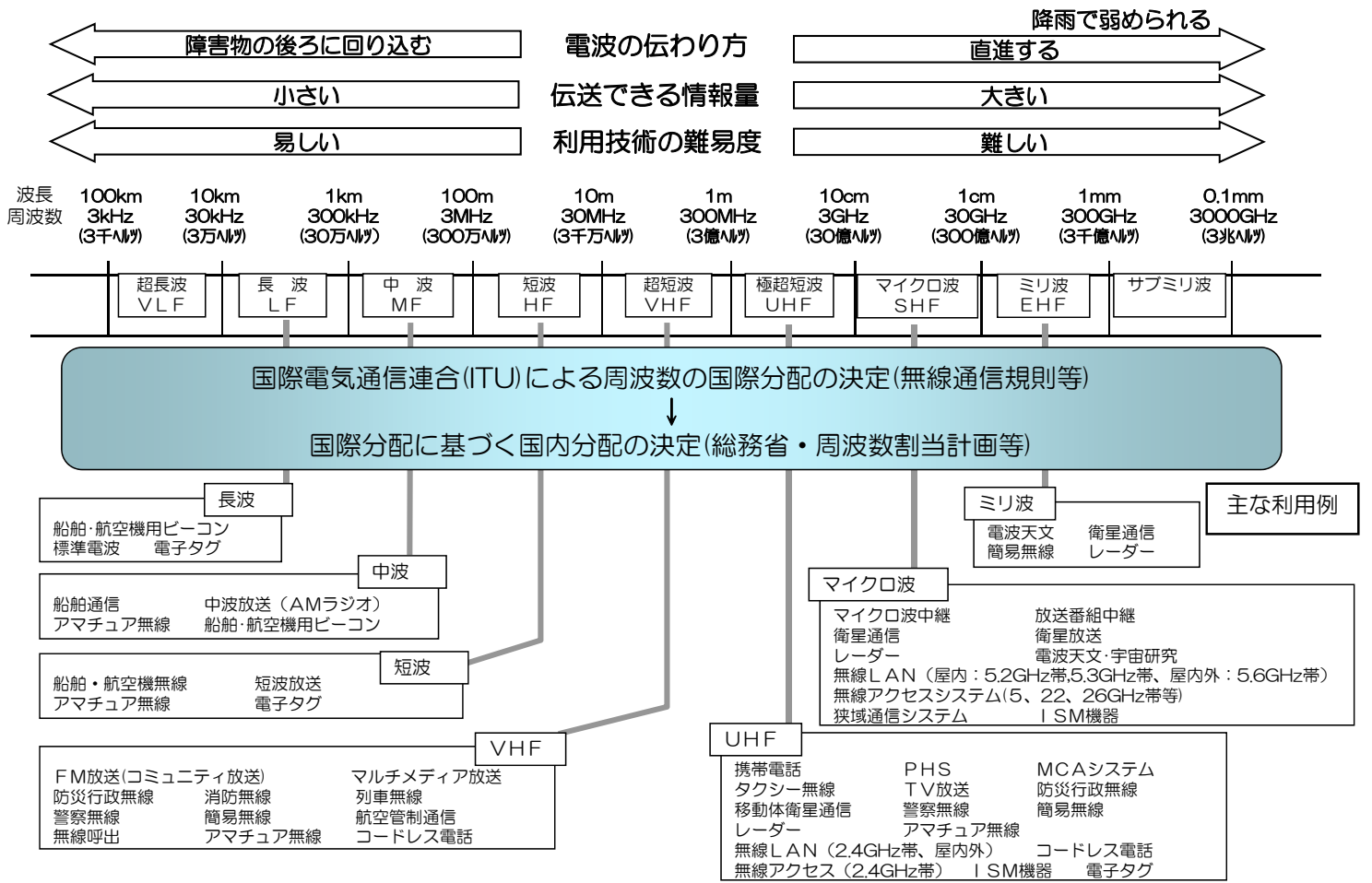
(注3) 「中継電話市場」については、市場が縮小傾向にあることを考慮し、データ収集・分析のみを行い、HHIの算出は行っていない。

【出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2011 (H24.9.7公表)をもとに作成】



1-(1)-⑫ 我が国の電波利用の変遷 ～無線局数及び主な利用の推移～





1 電気通信事業等の動向

(2) 接続料の動向

接続料算定方法の一覧

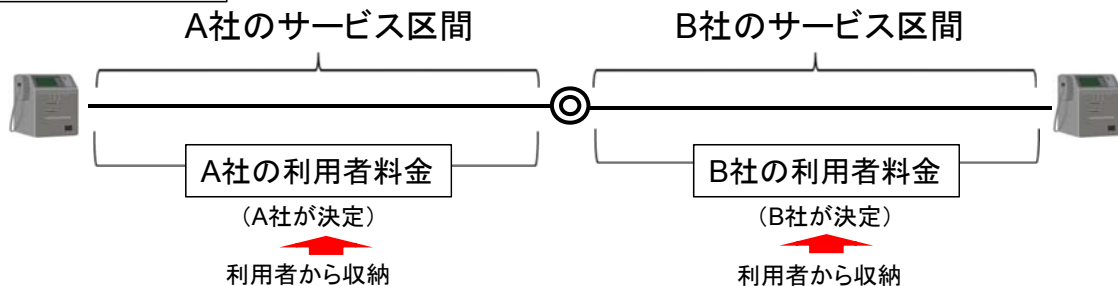
算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された最も効率的なネットワークの費用に基づき算定 長期増分費用(LRIC)モデルにより接続料原価を算定 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> NGN (收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能) 加入者回線(光ファイバ)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績との乖離分については「調整額」として次期接続料原価に算入 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(銅線) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線 (INS1500) 専用線

【出典：情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第16回)(H24.4.26)資料】

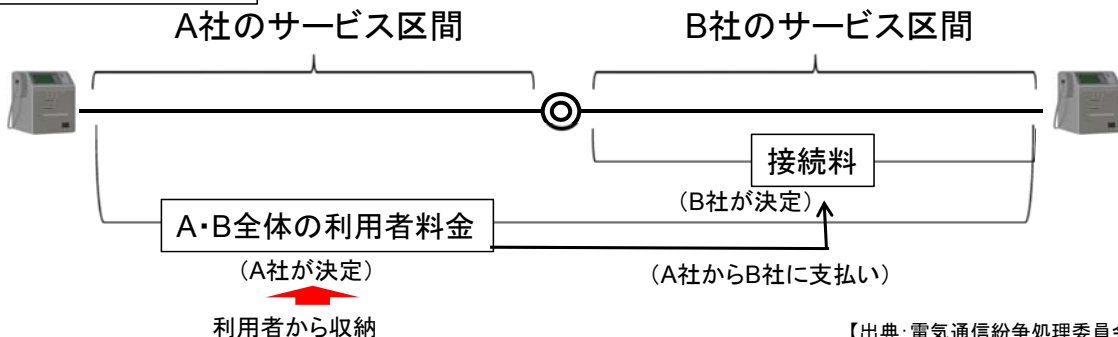
1-(2)-② 接続料金のしくみ(ぶつ切り料金とエンドエンド料金)

電気通信事業法の施行当初、新規事業者が電話事業に参入する場合には、NTTの市内電話網と接続し、両者それぞれのサービス提供区間において個別に利用者料金を設定していた(いわゆる「ぶつ切り料金」)。1991年、郵政省(当時)が、新規事業者に料金設定の自由度を与え料金の多様化を促す観点から、NTTに対して行政指導を行った。これを受け、NTTは自らのサービス提供区間に係る料金を事業者間での精算料金である「接続料」として設定し、接続事業者から回収することとなった(いわゆる「エンドエンド料金」)。

いわゆる「ぶつ切り料金」



いわゆる「エンドエンド料金」



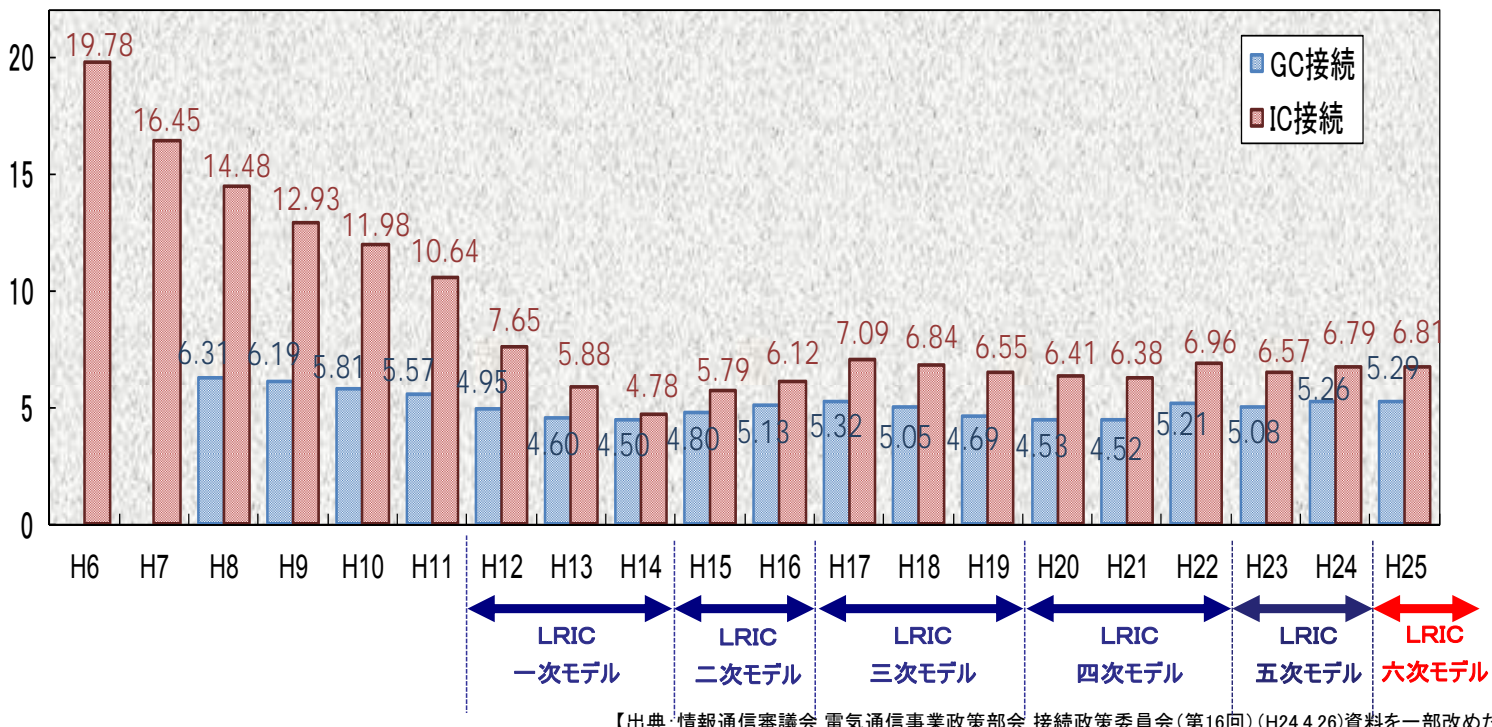
【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

1-(2)-③ 長期増分費用方式に基づく接続料の推移

- 現在、加入者交換機や中継交換機等に係る接続料算定には、独占的な地域通信網の非効率性を排除するため、長期増分費用(LRIC)方式が適用されている。
- 平成25年度の接続料は、GC接続5.29円/3分、IC接続6.81円/3分となっている。

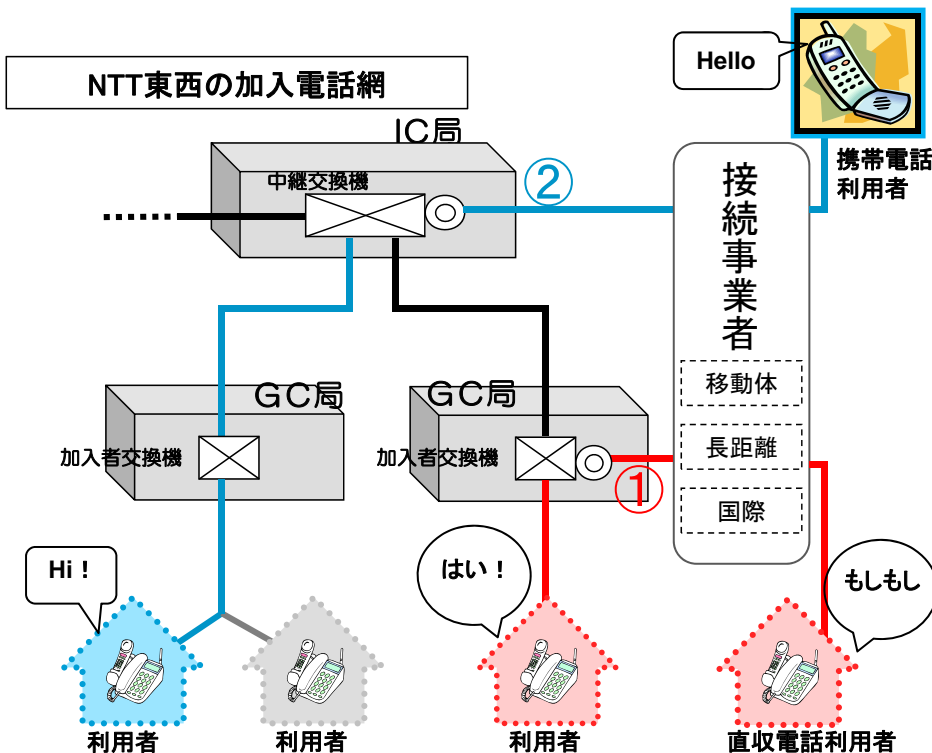
(円/3分)

[3分換算料金 単位:円]



1-(2)-④ 加入者交換機・中継交換機への接続

我が国の市内電話網は、NTT東西がほぼ独占的に保有しており、他の通信事業者が利用者に電話サービスを提供するには、事実上、NTT東西の市内電話網に接続することが不可欠である。
 通信事業者が電話サービスを提供する際には、NTT東西と接続する形態として、加入者交換機への接続(GC接続①)や、中継交換機への接続(IC接続②)などがある。



接続事業者の利用者が、NTT東西の固定電話利用者に対して電話をかけた場合、接続事業者はNTT東西に対して、相応の接続料を支払う。

・GC(Group unit Center)接続料:
 NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際(図①)に支払う接続料。
 (平成25年度接続料 5.29円/3分)

・IC(Intrazone tandem Center)接続料:
 NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で相互接続する際(図②)に支払う接続料。
 (平成25年度接続料 6.81円/3分)

1-(2)-⑤ NTT東西の加入光ファイバ接続料①

加入光ファイバについては、ブロードバンド普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間に、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

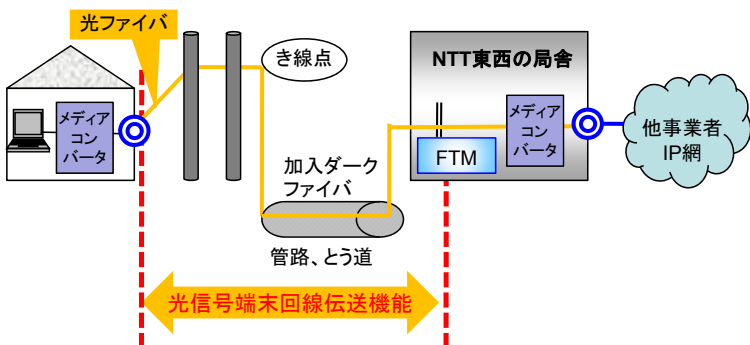
光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1-1**

	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,194円	3,403円	3,203円
NTT西日本	4,784円	4,357円	3,220円

注1: 1芯当たりの月額料金。
注2: 上記のほかに、回線管理運営費(東57円、西59円(H25年度。実績原価方式により算定)が必要。

シングルスター方式



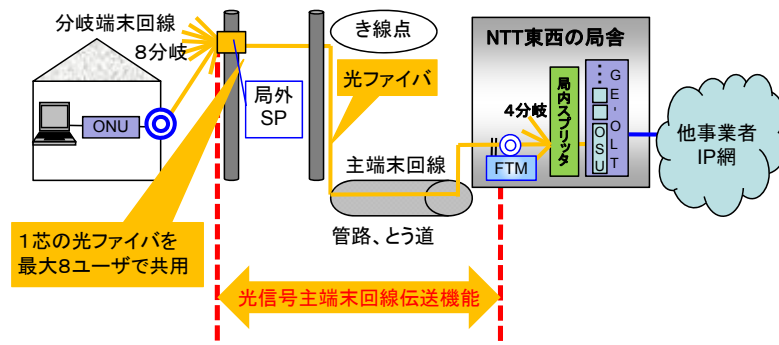
光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1-1**

	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	3,756円	3,013円	2,835円
NTT西日本	4,298円	3,846円	2,882円

注1: 1芯当たりの月額料金。

シェアアクセス方式



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H25.3.29）をもとに作成）】

1-(2)-⑥ NTT東西の加入光ファイバ接続料②(エントリーメニューの導入)

NTT東西の光配線区画の見直しが完了するまでの補完的措置として、加入光ファイバ(シェアアクセス方式の主端末回線)の接続料金につき、平成24年3月末時点においてNTT東西がフレッツ光を提供しているビルのうち、他事業者参入エリアが半分未満のものを対象として、複数年段階料金を適用するエントリーメニューを導入。

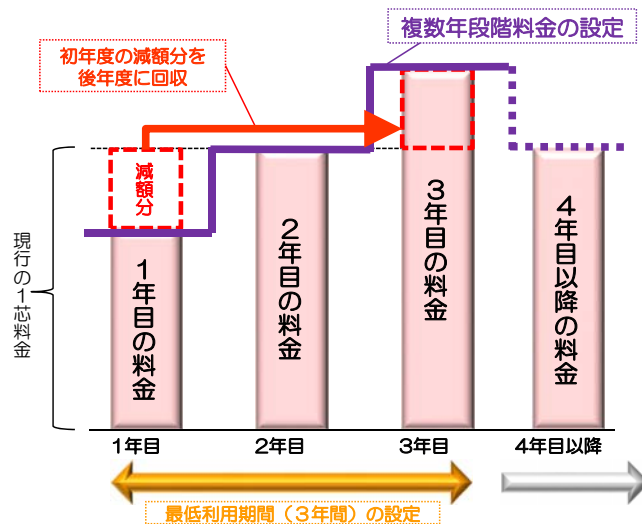
エントリーメニューの概要

(平成24年度利用開始の場合。)

	NTT東日本	NTT西日本
開通後1年目のH24年度適用料金	2,428円 (低減額: ▲585円)	2,908円 (低減額: ▲938円)
開通後2年目のH25年度適用料金	H25年度に適用する1芯メニューと同額 (2,835円)	H25年度に適用する1芯メニューと同額 (2,882円)
開通後3年目のH26年度適用料金	H26年度に適用する1芯メニュー(※1)に 600円※2を加算した額	H26年度に適用する1芯メニュー(※1)に 964円※2を加算した額

※1 H26年度の1芯メニューに係る接続料はH25年度末に申請予定。
※2 1年目の低減額に利息を加算して算定。

(エントリーメニューのイメージ)



その他の提供条件

- H24年3月末時点においてNTT東西がフレッツ光を提供しているビルのうち、他事業者参入エリアが半分未満のものを対象。
- 最低利用期間は3年間
- システム開発が完了するなど、NTT東西の準備が整い次第提供開始(24年度末~25年度はじめ)。
- エントリーメニューの新規申込は、加入光ファイバ接続料に係る情郵審答申・認可条件に基づく「光配線区画の見直しを行うまでの間」受付ける(3年間程度を想定)。

【出典：総務省作成資料を一部改めた】

- NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成25年度接続料については、将来原価方式にて算定することとしている。
- NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラフィックが大きく変更する可能性が高いことから、平成25年度の1年間を算定期間としている。
- 具体的には、平成23年度の接続会計におけるNGN設備の費用をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成25年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っている。

	收容局接続機能 【装置・月】		IGS接続機能 【3分】※		中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
NTT 東日本	124.9万円 (▲14.1%)	145.4万円	4.07円 (▲11.7%)	4.61円	518.8万円 (▲1.6%)	527.1万円
NTT 西日本	152.4万円 (▲20.9%)	192.6万円	4.69円 (▲12.5%)	5.36円	458.3万円 (▲2.7%)	470.8万円

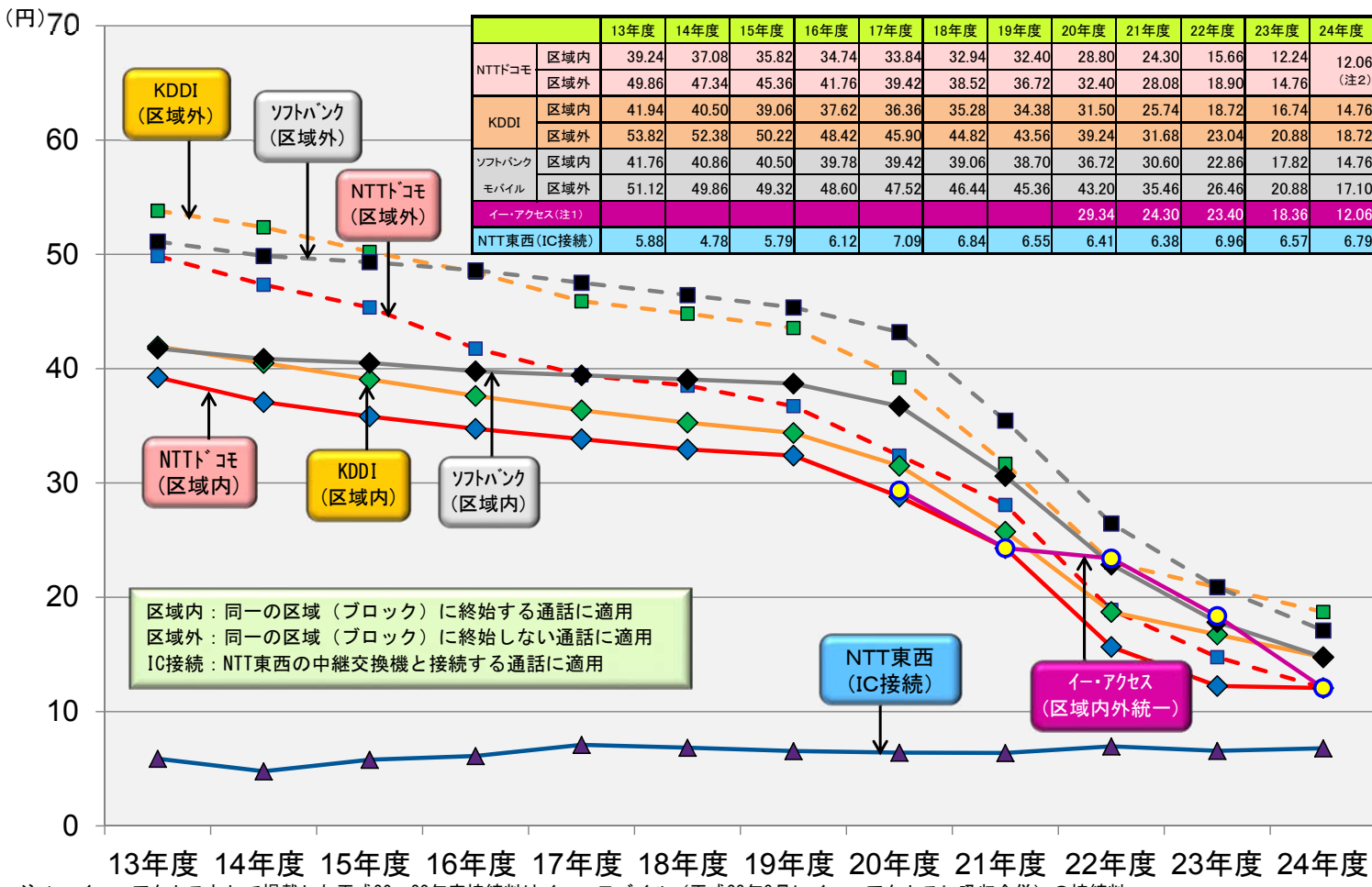
※中継系交換機能に係る平成24年度接続料(3分当たり0.44円)を含む。
※()内の数字は平成24年度接続料に対する増減額

【出典：総務省報道資料(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(H25.3.29))をもとに作成】

1-(2)-⑧ NGNで提供されているユーザ向けサービス

- QoSサービスとして、高品質のひかり電話・テレビ電話・データコネクト及びマルチキャスト等のコンテンツ配信向けサービスを提供。
- ベストエフォートサービス及びQoSサービスの標準品質でのひかり電話・テレビ電話の通話料金は、従来と同程度の料金水準。
- 上記以外のQoSサービスについては、利用しやすい料金となるよう設定。

サービス分類	サービス	NGNのネットワークサービス	【凡例】
光ブロードバンドサービス ・インターネット接続 ・IPv6通信機能を標準装備	QoS	戸建て向け (最大通信速度200Mbps※西日本では概ね1Gbpsも提供)	<input checked="" type="checkbox"/> :平成22年7月末現在提供中のもの <input type="checkbox"/> :今後提供予定のもの 赤字 :NGNで新規に提供した機能
		集合住宅向け (最大通信速度200Mbps※西日本では概ね1Gbpsも提供) 事業所向け (最大通信速度概ね1Gbps)	
OAB-J IP電話/ テレビ電話	QoS	ひかり電話 (標準品質、高品質 [7KHz])	
		ひかり電話オフィスA (エース) (標準品質、高品質 [7KHz]) ひかり電話ナンバーゲート (標準品質、高品質 [7KHz]) テレビ電話 (標準品質、標準テレビ品質、ハイビジョン品質) データコネクト (帯域確保型のデータ通信サービス)	
VPN (センタ・エンド型、CUG型サービス)	QoS	検討中	
	ベストエフォート	VPN (センタ・エンド型、CUG型サービス)	
コンテンツ 配信向け サービス	QoS	ユニキャスト (帯域確保)	
	ベストエフォート	マルチキャスト (帯域確保) ※地デジIP再送信向け ユニキャスト マルチキャスト	
イーサネットサービス		イーサ (県内・県間とも)	



注1：イー・アクセスとして掲載した平成20～22年度接続料はイー・モバイル（平成23年3月にイー・アクセスに吸収合併）の接続料
 注2：NTTドコモは、2012年度より区域内外の区分を廃止し、一律の料金を適用。
 【出典：総務省作成資料】

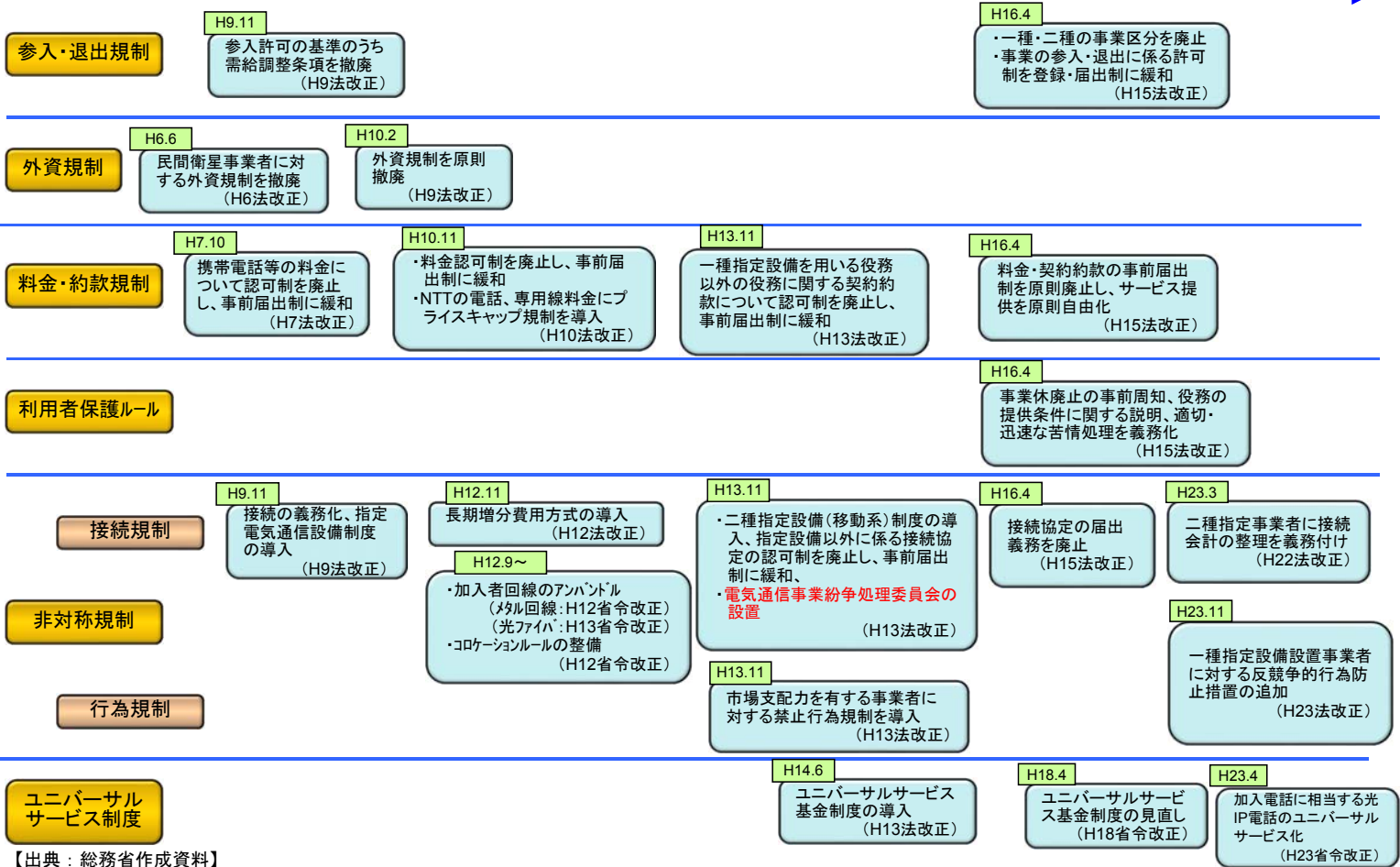
1 電気通信事業等の動向

(3) 電気通信事業法及びNTT法の枠組み

1-(3)-① 電気通信事業に関する規律の変遷



(年月は施行時点)



【出典：総務省作成資料】

1-(3)-② 現行の電気通信事業法による規律の概要



		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参加・退出規制 外資規制	【参加】	登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出	
	【退出】	事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要)	
	【外資規制】	なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制	原則として自由	【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス: 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	
		【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出	
		【特定電気通信役務(※2)】 プライスカップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等
		【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付	

(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務: NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN、オフトーク等

(※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務: NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまなく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典：総務省作成資料】

1-(3)-④ 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならないとされている。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となる時(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
(法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(※)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。

なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

(※) 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）
第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモを指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

<p>【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供</p>	<p>【具体例】</p> <p>○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為</p>
<p>【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与</p>	<p>【具体例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等
<p>【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>	<p>【具体例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会（第7回）(H19.5.25) 資料】

1 電気通信事業等の動向

(4) 指定電気通信設備制度

1-(4)-① 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度（固定系）	第二種指定電気通信設備制度（移動系）
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東西を指定（98年）	業務区域ごとに 10%超（当初は25%超）のシェアを占める端末設備を有すること NTTドコモ（02年）、KDDI（05年）、沖縄セルラー（02年） ソフトバンク（12年）を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制 <ul style="list-style-type: none"> ■接続約款（接続料・接続条件）の認可制 ■接続会計の整理義務 ■網機能提供計画の届出・公表義務 	第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制 <ul style="list-style-type: none"> ■接続約款（接続料・接続条件）の届出制 ■接続会計の整理義務
利用者料金関連規制	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信役務（第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの） <ul style="list-style-type: none"> ■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の整理義務 特定電気通信役務（指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの） <ul style="list-style-type: none"> ■プライスカップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ（02年）を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■設備製造業者・販売業者への不当な規律・干渉の禁止 ■特定関係事業者との間のファイアウォール ■設備部門と営業部門との間の機能分離 ■委託先子会社への必要かつ適切な監督 ■電気通信事業会計の整理義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■設備製造業者・販売業者への不当な規律・干渉の禁止 ■電気通信事業会計の整理義務

【出典：総務省作成資料】

1-(4)-② 指定電気通信設備の範囲

- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

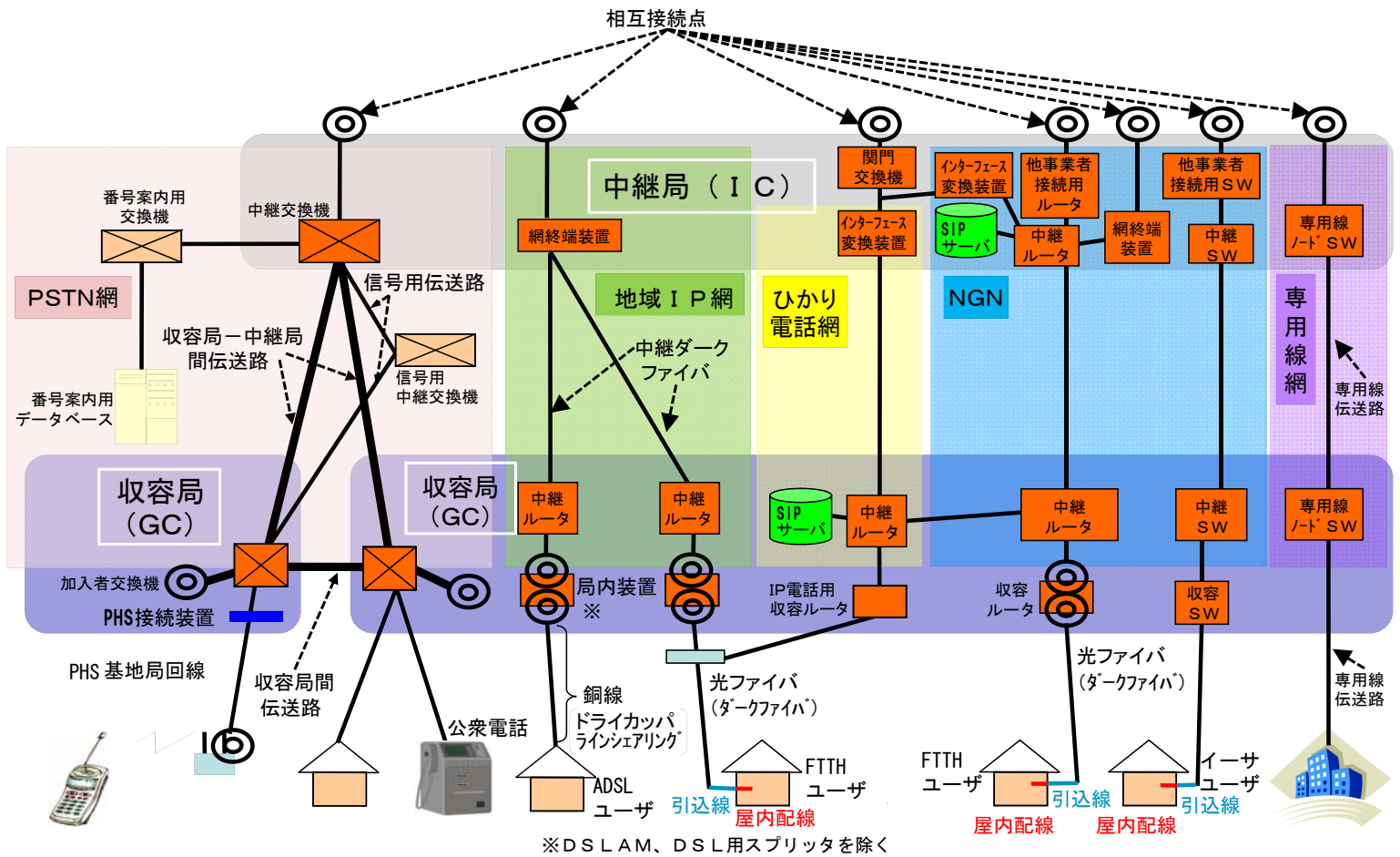
第二種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、主配線盤等を含む）
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 <small>ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ（当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く） ・DSLAM（G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。）及びDSL用スプリッタ（コロケーションできない居舎に設置される場合を除く）</small>
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御（統括）局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御（統括）局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備） 2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） <small>（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）</small>
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備 4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受け取る無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局） 5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備 6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（3.~8.に掲げるものを除く。）

【出典：第7回（H19.5.25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

1-(4)-③ 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(H18.12.15)(第1回)資料をもとに作成】

1-(4)-④ 第一種指定電気通信設備との接続に関する規律(電気通信事業法第33条)

区分	内容
<p>■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項)</p>	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【認可の要件(第4項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること ■接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること <li style="padding-left: 20px;">加入者交換機能等の接続料の原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 ■接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと ■特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> <p>▶認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。</p>
<p>■接続約款の届出(第7項)</p>	<p>▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。</p>
<p>■接続約款の変更認可申請命令(第6項)</p> <p>■変更命令(第8項)</p>	<p>▶公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。</p>
<p>■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項)</p>	<p>▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。</p> <p>▶認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)</p>
<p>■通信量等の記録(第12項)</p> <p>■接続会計の整理・公表(第13項)</p>	<p>▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること</p> <p>▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。</p>
<p>■接続料の再計算義務(第14項)</p>	<p>▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。</p>
<p>■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項)</p>	<p>▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。</p>

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道・電柱へのコロケーションに係る事項
 - ☒ 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - ☒ 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - ☒ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - ☒ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - ☒ コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - ☒ NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - ☒ 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等
 - ☒ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用
(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

1-(4)-⑥ コロケーションルールの概要

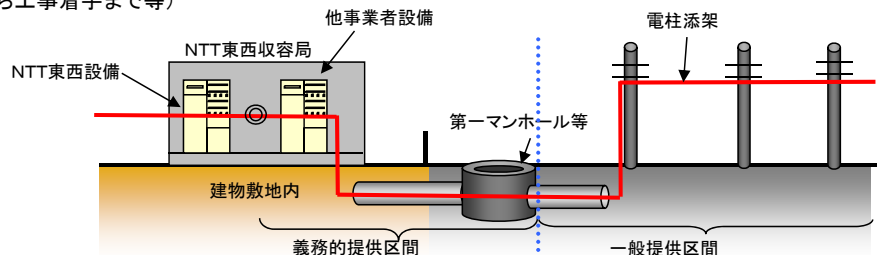
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

- コロケーションに関する手続等について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)
 - ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
 - ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
 - ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
 - ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)
 - ⑤ コロケーション設備についてNTT東西が工事・保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はとう道並びに接続を行うために必要な電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・ コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・ 標準的処理期間 ・ 工事保守費用
00年12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、以下の事項を接続約款に規定。 ・ 各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・ 空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年10月	接続を行うために必要な電柱におけるコロケーション手続及び金額を接続約款に規定。

(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定(06年12月)。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010の再改定(平成21年6月)による見直し

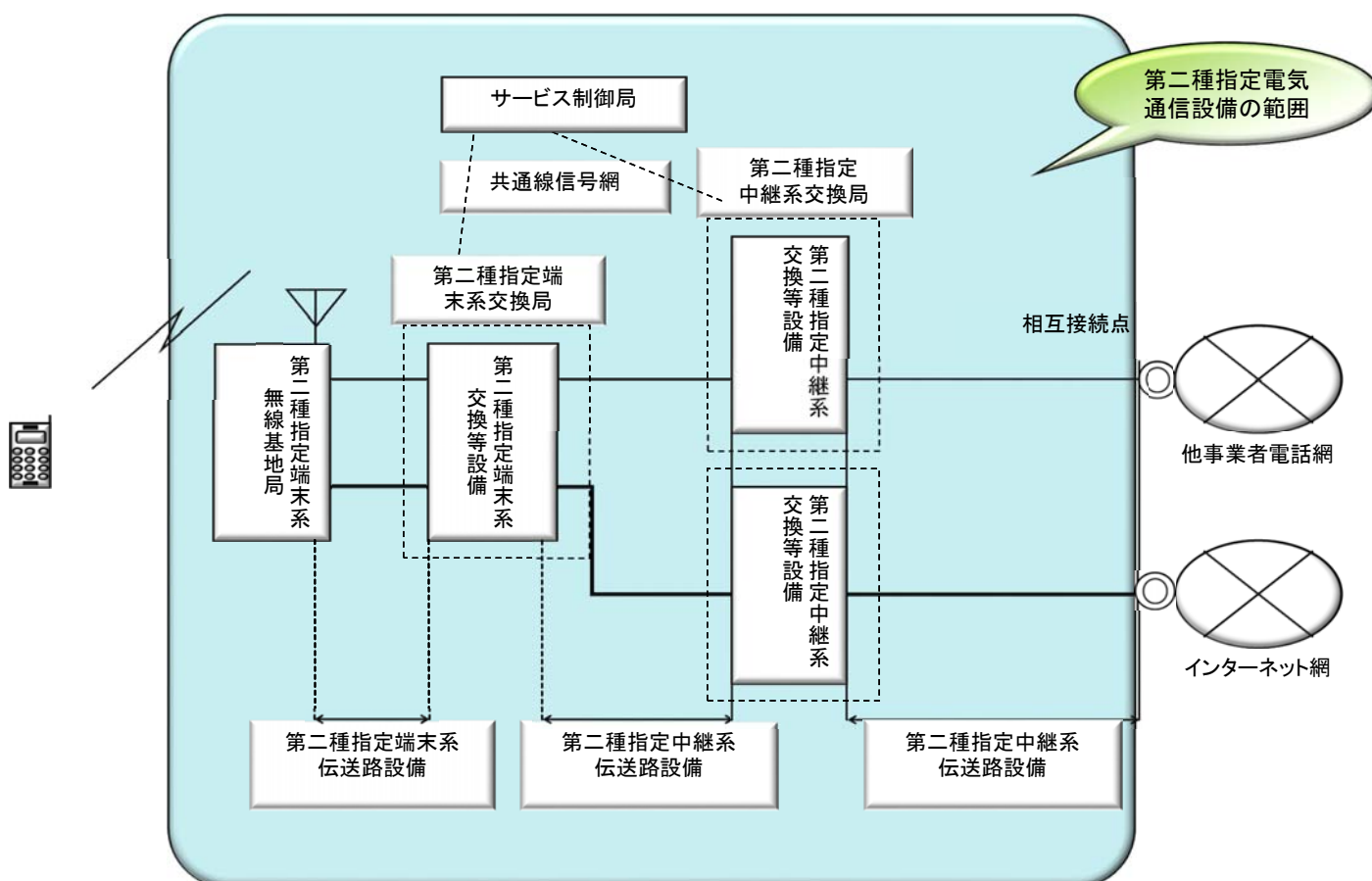
新競争促進プログラム2010の再改定(H21.6.26)において「NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、電気通信事業分野における債権保全措置に関するガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」とされ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図るため、同ガイドラインの改正(H21.10.9)が行われた。

新放送法施行(平成23年6月)による最終改正

新放送法の施行により、あっせん又は仲裁の申請先である電気通信紛争処理委員会の名称が変更されたため、それに対応した一部改正を行った。

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

1-(4)-⑧ 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2項)	<p>▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第7項))。接続約款を変更する場合も同様。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ■ 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ■ 電気通信事業者間の責任に関する事項 ■ 接続協定の締結及び解除の手続 ■ 接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ■ 利用者に対して負うべき責任に関する事項 ■ 重要通信の取扱方法 ■ その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ■ 他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
■接続約款の公表(第5項)	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。
■接続約款の変更命令(第3項)	<p>【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】</p> <p>▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。</p> <p>▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。</p> <p>▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。</p> <p>▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。</p>
■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。
■接続会計の整理・公表(第6項)	▶第二種指定電気通信設備接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。

【出典：新しい競争ルールの在り方に関する作業部会(第1回)(H18.12.15)資料をもとに作成】

1-(4)-⑩ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定

- ◆ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(当時、NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーが該当。)に関し、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当とされ、これを受け、第176回国会において当該事業者に係る規制を定めた電気通信事業法の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)。
- ◆ 改正により、第二種指定電気通信設備を設置する事業者は、総務省令で定めるところにより第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。
- ◆ 平成23年3月31日、総務省令(第二種指定電気通信設備接続会計規則)が制定され、平成22年度会計から適用されることとなった。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の概要(主な規定内容)

1. 目的

第二種指定電気通信設備(二種指定設備)との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって二種指定設備を設置する事業者(二種指定事業者)が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。(第1条関係)

2. 会計の整理の方法

- (1) 勘定科目の分類については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (2) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表(電気通信事業会計規則を準用)、② 損益計算書(電気通信事業会計規則を準用)、③ 個別注記表(別表第一)、④ 移動電気通信役員収支表(別表第二)、⑤ 接続会計報告書(別表第三。内容として①～④を含む。)、⑥ 配賦整理書
- (3) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

3. 総務大臣への提出・公表

- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、上記2(2)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(接続会計報告書等)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

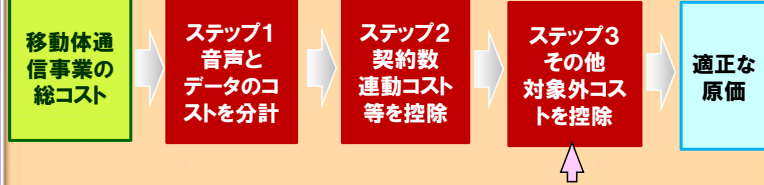
- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

- 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法に係る考え方を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。

I. 接続料の算定方法

1. 適正な原価の算定方法



◆営業費は、設備への帰属が認められる一部を除いてすべて控除

2. 適正な利潤の算定方法

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

◆各項目について、一種指定制度と同様の算定式や考え方を明示

3. 需要の算定方法 (適正な原価+適正な利潤)÷需要≧接続料

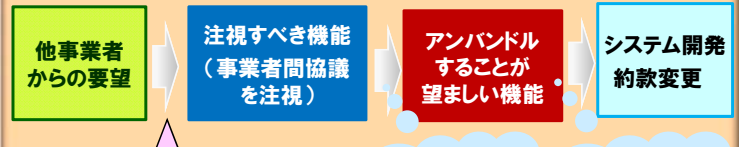
音声の需要 ・通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した**総通信時間**

データの需要 ・ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される**総帯域幅**

4. 総務省に提出する算定根拠の様式を規定

II. アンバンドルの仕組み

1. プロセスと判断基準



判断基準

- ◆技術的に可能か？
- ◆過度に経済的負担を与えないか？
- ◆必要性・重要性の高いサービスか？
- ◆需要の立上げ期にないサービスか？

合意形成が困難
⇒最終判断

他事業者からの具体的な申込み

2. 「注視すべき機能」に該当する機能を規定 (定期的に見直し)

- SMS接続機能
- 携帯電話のEメール転送機能 など8機能

(注) 現在、アンバンドルされている機能は、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付け

3. 事業者間協議における留意事項を整理

【出典：総務省作成資料】

1-(4)-⑫ MVNO事業化ガイドラインの概要

ガイドラインの策定(02年5月)

- 今後、急速な技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規(電気通信事業法及び電波法)の適用関係の明確化を図ることを目的として、「MVNO事業化ガイドライン」を策定

ガイドラインの改定(07年2月)

- ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲として、MVNE(Mobile Virtual Network Enabler)についても定義
- MNOとMVNOの関係は、卸電気通信役務の提供又は事業者間接続のいずれの形態も可能である旨を明確化
- MNOが接続に応じる必要がない場合を具体的に列挙
- MNOとMVNOとの間の紛争処理手続(あっせん・仲裁・裁定等)について、具体的な手続を整理 等

ガイドラインの再改定(08年5月)

- MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)の策定・公表が望ましい旨を明記
- 日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定(07年11月)を反映
 - > 利用者料金の設定の帰属(エンドエンド料金又はぶつ切り料金のいずれも可能)
 - > 接続料の課金方式(従量制課金方式のほか、帯域幅課金を採用することも可能)
- MNOにおけるMVNO向けの一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置・公表が望ましい旨を明記
- MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示 等

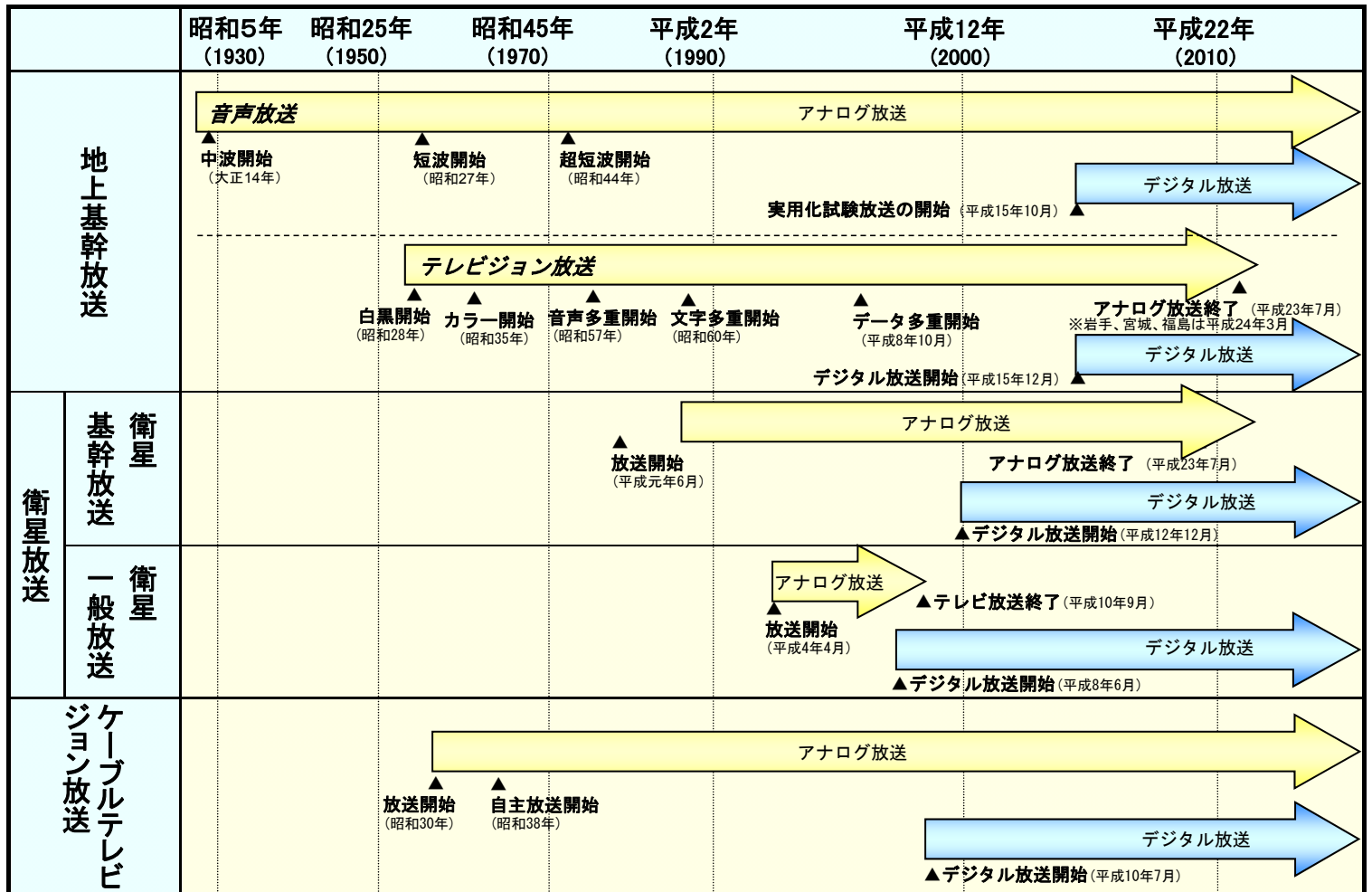
ガイドラインの三次改定(12年7月)

- MNOのMVNOに対する接続拒否事由を例示
 - > 適切な輻輳対策の拒否、社会的信用毀損の恐れ、債権保全措置の拒否、リスク軽減措置の拒否

【出典：総務省作成資料】

2 放送事業の動向

2-① 我が国の放送メディアの進展



2-② テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

平成23年度 放送メディアの収入 **3兆8,985億円**

地上基幹放送

NHK		5,383億円(13.8%)
在京キー局	5社	1兆989億円(28.2%)
準キー局及び中京広域局	8社	3,562億円(9.1%)
ローカル局	114社	6,707億円(17.2%)

衛星放送

衛星基幹放送	BS放送	NHK		1,552億円(4.0%)	民間放送事業者 合計 105社 4,490億円
		民間放送事業者	20社	1,299億円(3.3%)	
	東経110度CS放送	13社	599億円(1.5%)		
衛星一般放送	上記以外の衛星放送	82社	2,592億円(6.6%)		

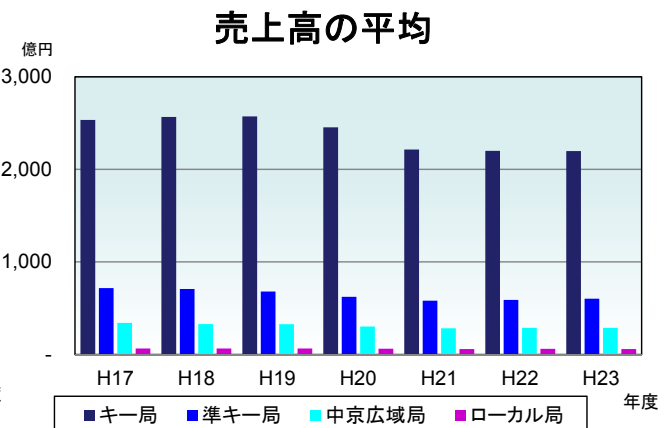
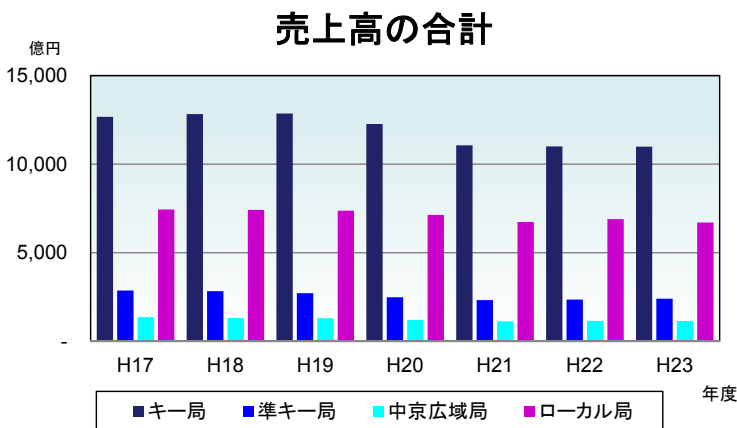
有線テレビジョン放送

297社 5,177億円(13.3%)

注1 括弧内の数字は、放送メディアに占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
 注2 NHKを除く収入状況は、平成23年度までに開局した放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、平成22年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)
 注3 地上基幹放送のNHK分については、損益計算書(一般勘定)における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
 注4 放送大学学園を除く。
 注5 「有線テレビジョン放送」は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者。
 注6 衛星系民間放送事業者数には、BS放送と110度CS放送の兼営社が1社、衛星基幹放送と衛星一般放送の兼営社が9社含まれるため、総数(105社)とは一致しない。

【出典：総務省作成資料】

2-③ 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況



年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
キー局 (5局)	売上高	12,672(2,534)	12,828(2,566)	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)	11,001(2,200)	10,989(2,198)
	営業損益	864(173)	868(174)	613(123)	343(69)	343(69)	592(118)	608(122)
準キー局 (4局)	売上高	2,871(718)	2,830(708)	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)	2,360(590)	2,410(603)
	営業損益	170(43)	150(38)	53(13)	-38(-9)	66(17)	133(33)	151(38)
中京広域局 (4局)	売上高	1,367(342)	1,316(329)	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)	1,153(288)	1,151(288)
	営業損益	166(42)	131(33)	114(29)	62(16)	68(17)	108(27)	116(29)
ローカル局 (114局)	売上高	7,445(65)	7,420(65)	7,375(65)	7,140(63)	6,743(59)	6,905(61)	6,707(59)
	営業損益	659(6)	347(3)	177(2)	61(1)	108(1)	289(3)	322(3)

単位：億円、()内は1社平均

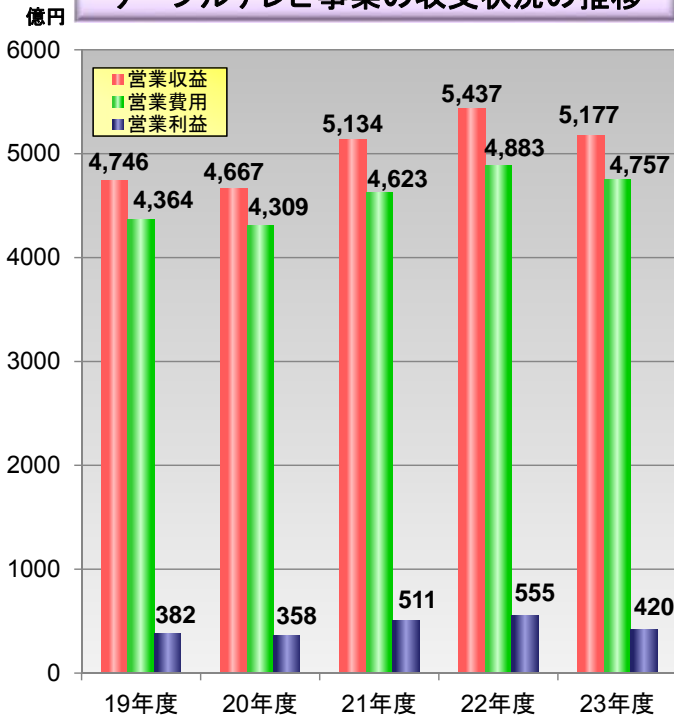
【出典：総務省作成資料】

2-④ ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成23年度)

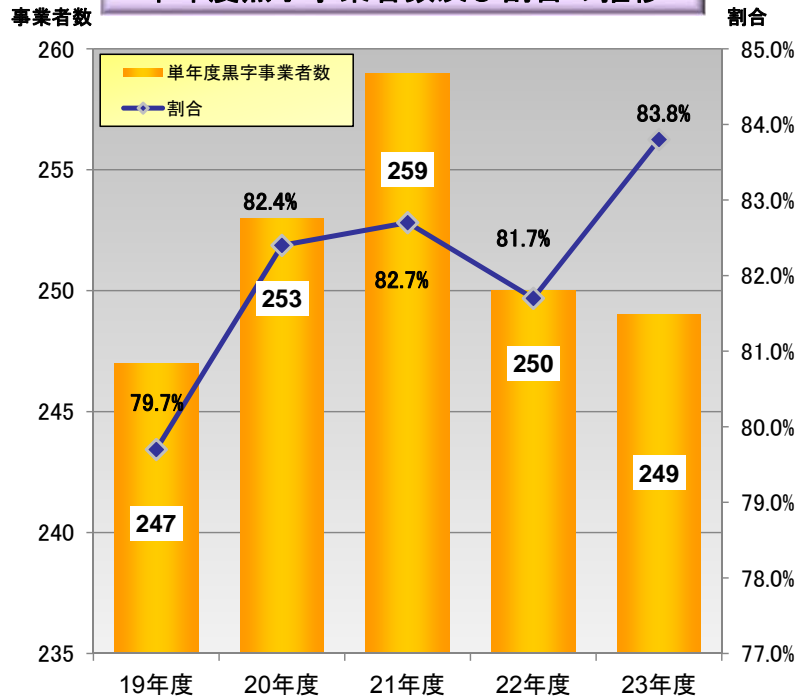
- ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用はともに減少し、営業損益は減少となった。
- 297社中249社(83.8%)が単年度黒字を計上。

注: 調査対象は、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者297社。

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移



単年度黒字事業者数及び割合の推移

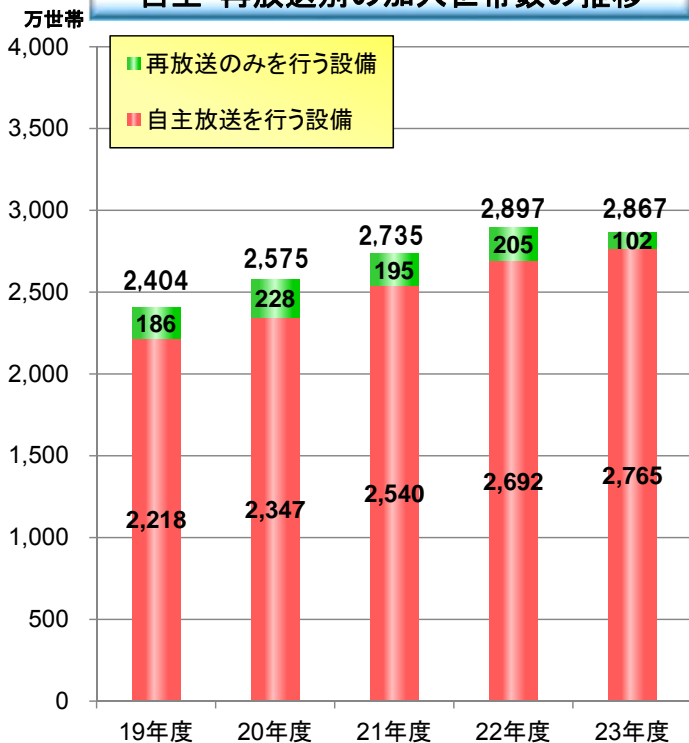


【出典: 総務省報道資料(平成23年度の民間放送事業者の収支状況(平成24年9月12日))をもとに作成】

2-⑤ ケーブルテレビの普及状況(平成24年3月末)

- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成24年3月末で2,765万世帯、対前年度比2.7%の増加となった。
- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数は556事業者(対前年度比5.7%増)となっている。

自主・再放送別の加入世帯数の推移

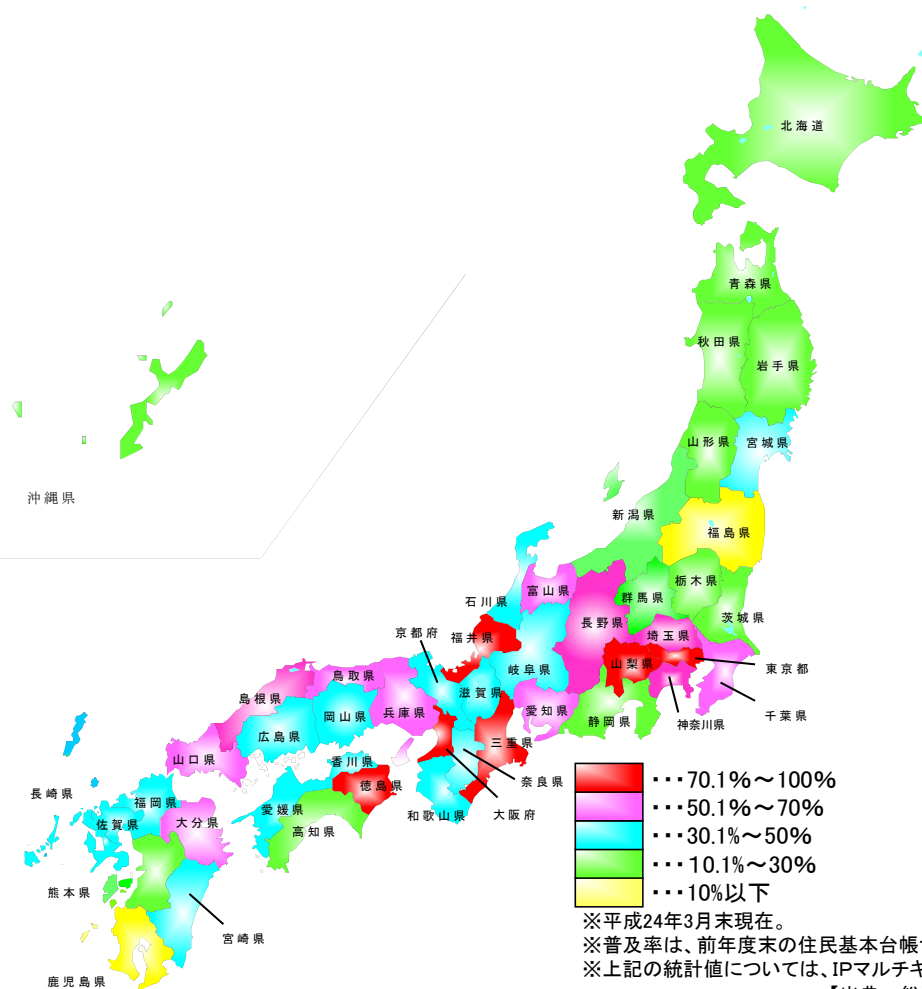


注: 自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの設備を有する事業者数

区分	22年度	23年度	増減数	増減率	
ケーブルテレビ全体	47,746	42,449	-5,297	-11.1%	
自主放送を行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	526	556	30	5.7%
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [500端子以下]	125	115	-10	-8.0%
	小計	651	671	20	3.1%
再放送のみを行うもの	登録に係る有線電気通信設備 [501端子以上]	565	386	-179	-31.7%
	届出(小規模のものを除く。)に係る有線電気通信設備 [51端子以上500端子以下]	18,934	15,551	-3,383	-17.9%
	届出(小規模のものに限る。)に係る有線電気通信設備 [50端子以下]	27,596	25,841	-1,755	-6.4%
	小計	47,095	41,778	-5,317	-11.3%

【出典: 総務省報道資料(ケーブルテレビの現状(H24.6))をもとに作成】



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	21.1%	滋賀県	35.0%
青森県	16.9%	京都府	35.4%
岩手県	24.5%	大阪府	87.8%
宮城県	35.2%	兵庫県	70.0%
秋田県	15.7%	奈良県	34.7%
山形県	17.5%	和歌山県	34.9%
福島県	4.0%	鳥取県	63.2%
茨城県	21.3%	島根県	53.9%
栃木県	23.4%	岡山県	36.0%
群馬県	13.6%	広島県	30.8%
埼玉県	58.1%	山口県	59.0%
千葉県	60.1%	徳島県	88.5%
東京都	81.0%	香川県	30.4%
神奈川県	65.3%	愛媛県	36.3%
新潟県	20.3%	高知県	25.4%
富山県	64.8%	福岡県	45.7%
石川県	46.3%	佐賀県	49.9%
福井県	73.8%	長崎県	33.8%
山梨県	83.8%	熊本県	23.9%
長野県	56.2%	大分県	64.6%
岐阜県	36.0%	宮崎県	42.3%
静岡県	28.9%	鹿児島県	7.6%
愛知県	57.3%	沖縄県	23.5%
三重県	77.1%	全国	51.6%

※平成24年3月末現在。
 ※普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※上記の統計値については、IPマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。
 【出典：総務省報道資料（ケーブルテレビの現状（H24.6））】

2-⑦ 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

- (1) **放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定**
 放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。
- (2) **放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務**
 放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）。

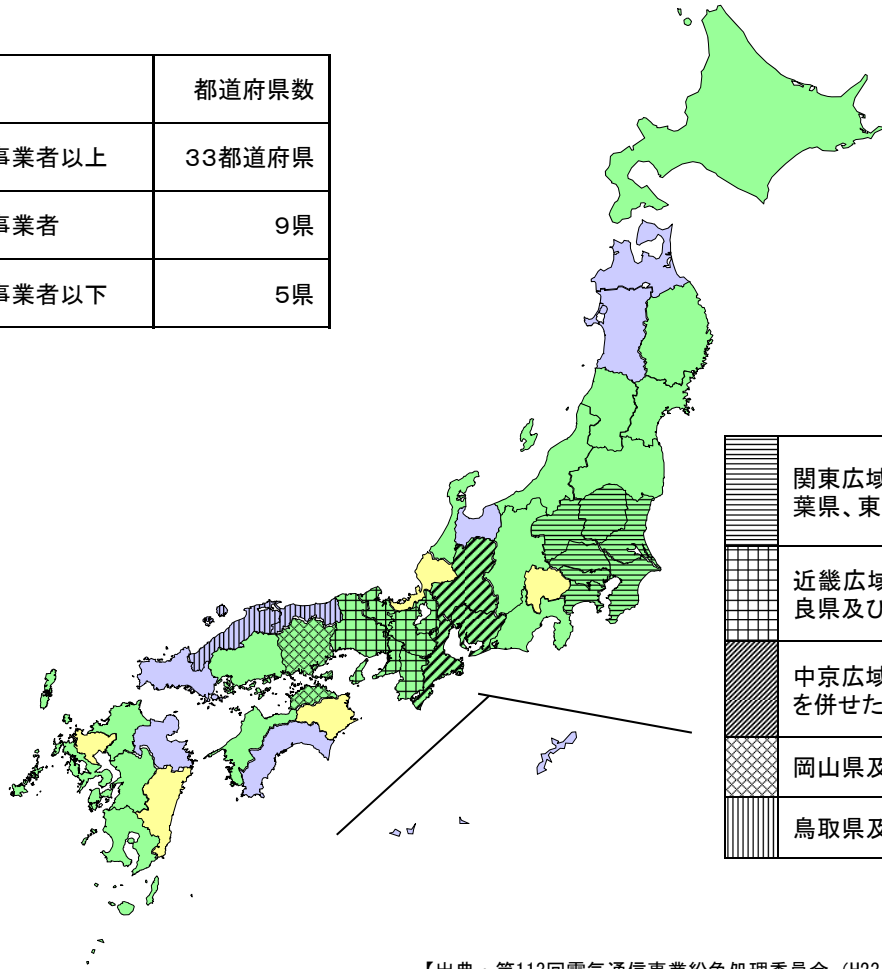
放送対象地域の例

- (1) **規定の仕方**
 - ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
 - ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定
- (2) **具体例（地上テレビジョン放送）**
 - ① NHK
 関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各都道府県
 - ② 放送大学学園
 関東広域圏
 - ③ 一般放送事業者
 広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
 複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
 その他：上記以外の各都道府県

2-⑧ 視聴可能な民間地上テレビジョン放送事業者数と放送対象地域



		都道府県数
4事業者以上		33都道府県
3事業者		9県
2事業者以下		5県



	関東広域圏:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の各区域を併せた区域
	近畿広域圏:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏:岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域

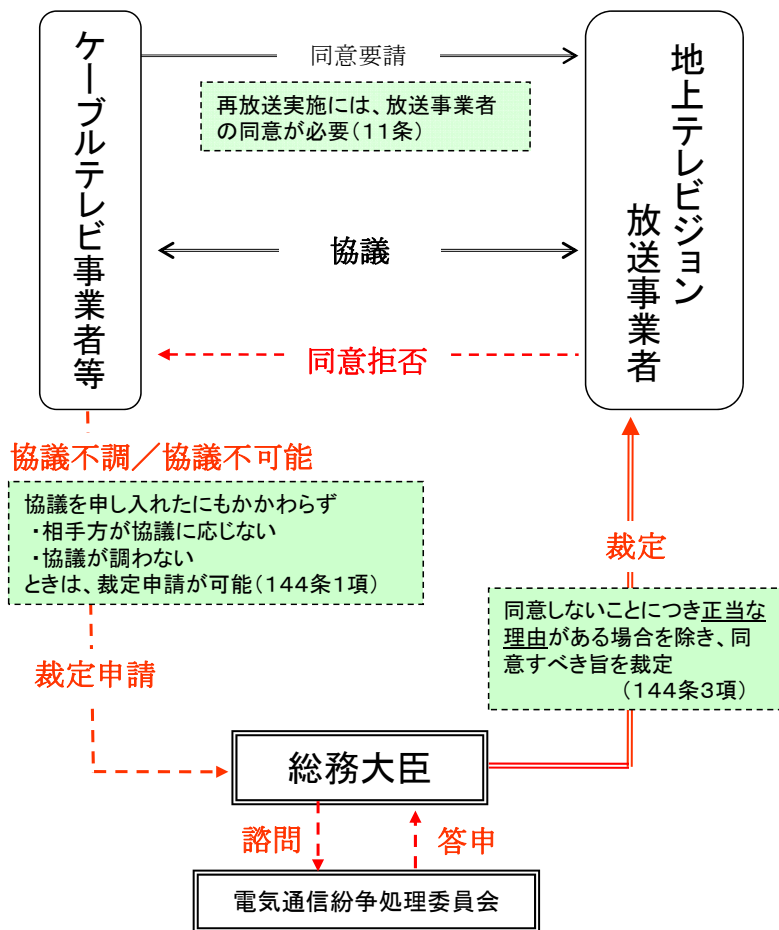
【出典：第113回電気通信事業紛争処理委員会（H23.3.28）資料（情報流通行政局作成）をもとに作成】

2-⑨ 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)



放送事業者	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東京都	群馬県	栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県	長野県	静岡県	山梨県	富山県	石川県	福井県	愛知県	岐阜県	三重県	大分県	京都府	奈良県	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	広島県	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
28社(週)	北海道放送	青森放送	岩手放送	東北放送	テレビ山形	テレビ福島	TBSテレビ	毎日放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送		
3社(週)	北海道放送	青森放送	岩手放送	東北放送	テレビ山形	テレビ福島	TBSテレビ	毎日放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	
2社(週)	北海道放送	青森放送	岩手放送	東北放送	テレビ山形	テレビ福島	TBSテレビ	毎日放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送
2社(週)	北海道放送	青森放送	岩手放送	東北放送	テレビ山形	テレビ福島	TBSテレビ	毎日放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送
1社(週)	北海道放送	青森放送	岩手放送	東北放送	テレビ山形	テレビ福島	TBSテレビ	毎日放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送	山陽放送

【出典：総務省作成資料】



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

2-⑪ 再放送同意に係る紛争処理手続の比較

	放送法に基づく大臣裁定	委員会によるあっせん	委員会による仲裁
紛争処理を行う主体	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣(電気通信紛争処理委員会に諮問) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会(指名された1名以上のあっせん委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信紛争処理委員会(指名された3名の仲裁委員)
申請の手続/要件	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業者等が申請できる。 放送法に規定される協議手続等の申請要件を満たすかどうか判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者(ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者)の一方からでも申請できる。 申請について委員会から通知し、相手方当事者が拒否しなければ手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の当事者の双方が申請する必要がある。(双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて相手方当事者が申請することも可)
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 同意をしない「正当な理由」がある場合を除き同意裁定。 「正当な理由」の解釈は、「再放送ガイドライン」による。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す) 	<ul style="list-style-type: none"> 判断基準や準拠法令を何にするか、は当事者の合意による。(※)
手続終了・判断の効力	<ul style="list-style-type: none"> 裁定等により終了。 電波監理審議会への不服申立てが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 両当事者による協議での合意、あっせん案の受諾、打ち切り等により終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断、和解成立による申請取下げ等により終了。 仲裁判断は確定判決と同じ効力。

※ 準拠法令をはじめ、仲裁の手続等については仲裁法を準用する。

【出典：電気通信紛争処理委員会事務局作成資料】

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上テレビジョン放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上テレビジョン放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。



A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある

